

議事日程第2号

平成24年6月19日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 瀨 瀨 久美
教育長 丹羽 一仁	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 田中 康文	建設部長 奥村 悟
教育担当参事 安藤 信治	企画調整担当参事 三輪 康典
総務課長 寺本 公行	企画課長 加藤 暢彦
まちづくり課長 須田 和男	税務課長 佐久間 英明
住民環境課長 水野 嘉博	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾 要司	農林課長 植松 和徳
上下水道課長 亀井 孝年	建設課長 伊左次 一郎
会計管理者 田中 秀典	学校教育課長 藤木 伸治
生涯学習課長 玉木 幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二	議会事務局書記 渡辺 一直
--------------	---------------

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

議会だより等に使用するため、議会事務局職員が写真撮影等を行いますので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 佐谷時繁君、1番 高山由行君の2名を指名します。

一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

今回は通告者全員が一問一答方式での申し出がありましたので、よろしくをお願いします。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようをお願いします。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

おはようございます。

それでは、お許しをいただきましたので、本日、通告してあります3点について一般質問させていただきます。

1つ目でございますが、名鉄広見線についてでございます。

まず1番、法定協議会の設置についてです。

昨年の第2回定例会におきまして、町長の施政方針についての質問をさせていただきました。そのときの御答弁の中で、町長は、時期については、法定協議会については行政側として判断できる選択肢があるとしたら、それは時期のみというふうを考えておられますと述べられていま

す。再質問の御答弁では、法定協議会についてですが、可児市が最終的にどう判断されるかについては可児市がお決めになることです。法定協議会設置は、最終的に今年度内に可児市を理想として組み込んだ上での法定協議会設置ということは申し上げておりますけれども、少なくとも名鉄への運行助成という形での資金は、ことし、来年度、24年度までですので、少なくとも24年度内の前半には何らかが見えてこないといけないというふうに思っております。以下省略でございます。と町長が述べられています。

24年度前半の半分が終わりに近づいておりますけれども、この法定協議会の設置の時期については、いつごろというふうに町長はお考えでしょうか。

2番目、形態についてですけれども、町長は、最終的に可児市の参加がなくても設置していきたいと答弁されていますけれども、そのお考えにお変わりはございませんでしょうか。

3番目です。ことし第1回定例会における法定協議会に関する私の一般質問で、企画調整担当参事は、財政支援の最終年度に突入するに当たって当面最大の論点となるのは、平成25年度以降も存続させるための御嵩町、可児市の財政支援をどうするのか、さらにはその金額はどうあるべきかという点と考えておりますと答弁されています。

財政支援の金額について調整されているということですが、それは存続を前提とした協議なのでしょうか、その点についてお答えをお願いいたします。

以上、まず名鉄広見線についての、法定協議会についての質問と財政面での質問ですね、その3つをまず御答弁よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

台風が接近しているということで、でき得れば、水も足らないような状態ですので、適度な雨がいただけて被害が出ないというような雨になればというふうに願っております。

岡本隆子議員の質問にお答えをいたします。

る私の発言について、過去のものについて検証されていたわけではありますが、法定協議会の設置につきましては、昨年の町長選挙では、設置については手続上それほど難しい話ではないということ、町民の皆さん、有権者の皆さんにお話をさせていただいております。また昨年の第2回定例会、これは選挙が終わった直後ということになるわけですが、時期のみということ、これを答弁として申し上げております。24年度内前半で何らかの形が見えてこなければいけないということも、3月定例会でも同じように申し上げたと記憶をしております。

そこで、法定協についてのおさらいをしたいと思います。法解釈の相違点がかなりあるよう

です。その点をしっかりと確認しておきたいと思えます。

まず御承知のとおり、法定協議会については目的ではなく、一つの手段であると。目的はあくまで名鉄の鉄路の存続であります。

私が用意しました、きょう出させていただいた資料があるかと思えます。2枚組のものがお手元にあるかと思えますけれど、その2ページ、仕組みのほうを少し見ていただきたいと思えます。見開きの横書きのものであります。

地域公共交通活性化・再生総合事業というものであります。これについては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、平成19年10月1日に施行されております。この制度によって法定協議会というものができていくということになるわけではありますが、あくまでこれは残すこと。どうやって残すとか、残したいとか、そういう意味ではありません。残すということが大前提となって、可能性の手段ではなく、厳然と残すということになっております。この法によって地域公共交通総合連携計画及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画（3カ年）、下に順番、左下にこの表があるわけですが、行くわけではありますが、平成21年から民主党政権になりまして事業仕分けということが行われた。その中にこの形態が事業仕分けの対象になっております。実際には、法定協まではテクニックとしては残っているわけですが、支援については平成22年度事業仕分けで白紙にされ、なおかつ23年度からは一切この支援については具体的なものがなくなっております。国のほうでの予算計上はしてありますので、これはどうやって取りに行くかということになるかと思えます。その後、通称サバイバル事業ということで23年度からスタートしておりますけれど、それによってかなり県の責務が大きくなってきたということが言えます。県の責務が大きくなってきたがために、平成23年度から県の音頭取りで、県での公共交通の協議が始まっております。

どうも、名鉄をつなぎとめるために法定協をつくる、存続を前提として法定協議会があるのだから、応諾義務のある名鉄は、法定協に参画したその時点で名鉄は鉄路を残すということが縛りとしてあるという解釈をしておられるようではありますが、応諾義務でありますので、名鉄が前向きであれ、後ろ向きであれ、法定協議会には参画しなければならないということになっております。そこで鉄道事業法との関連性といいますか、互換性はここではありませんので、法定協に参加すれば廃止届けはできないかといえば、法的な解釈からは、法定協を進めつつ、鉄道事業法では廃止の手続はとれるということになります。解釈としては、名鉄をつなぎとめる鎖の役目にはならないのが法定協議会であります。信義的な関係といいますか、信頼関係といいますか、この点で問題は残るでありましようけれど、御嵩町と仮に名鉄とだけで法定協議会を設置したとしても、名鉄は法定協議会で協議をしながら、廃止届を出そうと思えば出せると、違う法ではそうになってしまうということでもあります。

昨年から始まりました岐阜県の地域公共交通協議会というものがございます。先週金曜日、6月15日に私も参加してまいりました。それが今お渡しをしました2枚のきょうの資料であります。参加者は、表紙の見開きに書いてある団体代表者であります。

一番裏を見ていただきたいと思います。

まず鉄道のモードの区切りを確認いたします。まず地方鉄道と呼ばれるのは第三セクターの鉄道、樽見であるとか長良川、明知になります。中小民鉄ということになりますと、これは近鉄がベースになっている養老鉄道と。大手民鉄であるのは、名鉄広見線は大手民鉄のくくりに入ります。広見線だけを別の経営形態にする、三セク方式のようなものをとれば、やはり地方鉄道というくくりに入ってくるんでありましようけれど、少なくとも現段階では名鉄広見線は大手民鉄となります。

右の、これまでの支援の状況、また見直しの状況を見ていただきたいと思います。

県の責務が大きくなったと申し上げたように、県もこのたび中小民鉄の養老鉄道にも支援をするということをお決めになっております。ただし、鉄道施設は近鉄所有でありますので、設備投資的費用は対象にはなりません。本来のこの補助目的というのは、安全運行を守るための対策費が地方鉄道の経営に大きな負担となっているため、補助をしていくというのが基本となっております。残念ながら、国の制度の中にも県の制度の中にも、名鉄広見線、大手民鉄の経営する名鉄広見線は補助対象には入らない。議論のいわゆるテーブルの上にも乗っていないと、法制度上は乗せられないというのが現状であります。

その中で、私も発言をさせていただきました。現状を報告しつつ、この地域での高校生の実態を訴えさせていただきました。私立高校10人を含むこの地域では630人の県立高校生、私立高校生が名鉄広見線を利用しています。これはことし4月の段階での調査ですから、かなり正確な数字と言える。ただ、ほかに漏れている私立高校等もあるかもしれませんけれど、この近隣を調査した結果、630人の高校生が使っている。これが名鉄広見線を廃線した場合、バス化ということになってくる。バス化になった場合に、その負担というものは県はかなり大きな負担をしなければいけないということになるのではないのでしょうかと。現在、御嵩町でも7,000万の支出をしておりますけれど、これはバス化した場合の経費とほぼ同じになるから、根拠として7,000万という数字を出しています。しかし、バス化とすれば補助金が県のほうから基本的には来ることになりますので、その県の負担というのは現在鉄路を守っている御嵩も対象になっても不思議ではないんじゃないですかという発言をさせていただきました。まずはテーブルの上で上げて議論していただきたいということを6月15日をお願いをしてまいりました。

こうして法定協議会を設置する制度そのものを確認していきますと、名鉄存続のためにやれることはどういうものがあるか。あるとしても、お金は一切出てこない。どういう覚悟をして

臨むのか。また、ソフト面ではどういう知恵を絞るのかということに限定されてきます。あえて言うなら、ただのつなぎとめという形の法定協議会ではなく、名鉄が存続を表明していただけましたので、逆に言えば、何か使える制度があるのではないかとことを名鉄側と議論する、また相談をしていく機会というものは、これからいいものはできてきたというふうに思います。

ただ存続のためのいわゆる費用負担だけの交渉ではなく、現段階では国も県も大手民鉄に対して、どのような支線で赤字が出ていたとしても補助制度というものはないわけですので、対象外となっているわけですので、これを国の政治に働きかけていくのか。また、名鉄でも西尾蒲郡線のように愛知県は補助をしているわけでありますので、岐阜県に対して、愛知県の補助制度を研究していただいて、岐阜県の県の事業としての補助制度はできないのかということは今後テーブルの上に上げていただき、議論をしていただける。これは私ども御嵩町も可児市も、また名鉄も、そうした一つの目標を定めれば、3団体、いい関係での交渉ができるのではないのかということをおもっています。

形態についてということで、理想は可児市を含む、ただ、可児市が参加される、されないは自由ということをおもって申し上げてきましたが、名鉄が存続をこうして伝えていただけたわけでありますので、まず法定協というのは存続をさせるための一手段でありますから、可児市、御嵩町、名鉄の間で法定協の必要性も含め協議をしてまいりたいというふうに考えております。ただし、先ほど顕然と申し上げたのは、名鉄が存続を表明しておられるわけですので、可児市ともども、これから我々が向かうべき相手というのは国であり県であるということは確認をできたというふうに考えております。

法定協は決して全能の手段ではございませんので、法定協さえつくっておけば二、三年は安泰だと思ふことのほうがむしろ危険であります。我々のすべきことは利用促進、もう100万人を切っておりますけれど、まずは底打ちをさせて、それからどう利用者をふやしていくか。これまでやってきたことを、もう少し密を濃くし、力を入れてやっていくべきであると考えております。

以上が法定協議会設置についての、法定協の確認ということも含めましての答弁並びに今後の形態についての御質問に対する答弁とさせていただきます。

名鉄に対しての補助が今後どのくらい必要なのかということはこれからの協議にかかっているかと思ふますが、やはり大変不利なのは名鉄が大手民鉄であるという、その部分が非常に不利であるという部分は制度上くっきりと見えてきておりますので、赤字の支線についてどのような考え方をし、存続をさせていくについて国や県はどのような力をかしてくれるのかということはこれからの大切なテーマとなりますので、議員の皆さんもしっかりと、我々も説明

させていただきながら、行動をしながら、名鉄の存続を訴えていきたい、また実現していきたいというふうに考えております。誤解されるといけませんけれど、私は名鉄がなくなってもいいとはこれっぽっちも思っていません。守らなければいけないというのは再三再四どこでも言っている言葉ですので、その一番根本を疑っていただく必要はございませんので、今後、議会とも協議をしながら、進むべく道をあかりを探しながら進んでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上であります。

議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

私のほうからは第3点目でございます、財政支援のあり方、金額についての協議、それは存続を前提とした協議なのかどうかということでございますが、存続を前提とした協議でございます。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町長のほうから御答弁をいただきました、法的協議会の件なんですが、これはもちろん前から議会でも議論になっておりますように、これが目的ではなく、いかにして名鉄電車を存続させるかという、そのことのために事業者も、そして岐阜県も、そして関係市町村、そして住民の方々、そういった方々が一つのテーブルに着いて、共通認識を持って問題を解決するためにどう臨んでいくかということの話し合いの場であると思うわけですが、そこでやはり、町長は法定協について、もちろん町長は残すということが一番の、守らなければならないと思ってみえるということは私も疑っておりませんし、最終目的は同じだと思うんですが、法定協の設置については、国の支援とかが事業仕分けの中でかなり厳しい状況になってきたとは思いますが、今の国の枠組みの中では、やはり同じテーブルに着いて、ただ、御嵩と名鉄が非常に今はいい関係で、話し合えるという関係にはあるやに伺っておりますけれども、やはりそこは法定協という法律の枠組みの中での、協議会の中で県も入りという、そういった話し合いの枠組み、残すためにどうしていくかという知恵を絞り合うための話し合いの枠組みであると思うわけです。

そして、今、町長が言われたように、可児市ともども向かう相手は国であり県であるということなんですが、その県をやはり法定協議会の中でいかに巻き込んで、やっぱり県も同じテーブルに着いていただくということのためにも法定協の設置というものが大前提ではないかなと

いうふうに思うわけですが、まず町長の御答弁の中で、時期については述べられておられなかったと思うんですが、この時期についてはいつごろを考えておられるのか、いつごろまでにと
いうのを考えておられるのかということについてお伺いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

先ほど申し上げたように一手段でありますので、名鉄といい関係と岡本議員も認めていただけたんですけど、話し合える状況にありますので、基本的に法定協をつくるのが目的になってしまうと、いつやるのだ、どういう形態なのだということになるんですけど、残すことが目的でありますので、これは名鉄と本当に法定協が生きた形で使えるのかどうかということも協議をしながらやっていく。信頼関係は根底にないと、こうした問題というのは片づかない。名鉄の横井専務のお話でも、御嵩は非常に頑張っているということは評価していただけたのと、必要だという姿勢というものはちゃんと見せていただけたということから、社の大枠の方針として残しますと。

ただ、私は以前も申し上げたと思いますけど、議会側が強引に、法定協についても議会の判断として決議された。それ前に、理由はわからないんですが、特別委員会の委員長さんがおやめになったというようなことがあった。これは実は名鉄との会議の中でも2回問題になりました。要は名鉄側は、御嵩町は本気で残したいと思っているのかどうなのかということはこの3年間で見きわめられたというふうに思います。そういう意味では、御嵩町の残したいという、形になかなかならないものですが、強い思いを名鉄側が受け取っていただけたというふうに思っておりますので、法定協についても円満な形で設置していくのが最も望ましいと現段階では私は思っておりますので、ただし、名鉄にしても可児市にしても、法定協を設置して何をやるのかということは、全くやれることはないんじゃないかというのが現段階での判断であるのは事実でありますので、その部分の具体的なもし提案がおありになるなら教えていただければ、そういうことも踏まえて法定協設置に向けて協議の中で申し上げていきたいというふうに思います。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町長は円満な形での法定協の設置というふうにおっしゃっておられるわけですが、名鉄との信頼関係がある中で、私の印象では、やっぱり町長はちょっと法定協がもちろんベストではな

いというふうに思っておられるのではないかなど。ベストじゃないかもしれないですけども、やっぱりこれは名鉄と信頼関係にあったとしても、そういう枠組みの中で、その話し合いの過程も公表しつつ、そういう中での話し合いというものを、やはりそこには県も入りという、私はそこに法定協の意義があるのではないかと思うわけですが、今後、名鉄と円満に話し合いの場ができるということで、その存続のために名鉄と話し合う中で、じゃあ法定協議会を立ち上げなくても名鉄との話し合いの中でうまく協議がしていけるのかというところが、やっぱりそこは土俵につき、そういった協議会というものがオープンにされて、そしていろんな人たちの意見も取り入れられる中で存続の道というのが探っていけるのではないかなと思うんですが、ちょっとそのあたりのもう一度御見解をお伺いしたいと思います。

それで、町長は法定協について、今の率直な御意見、思っておられることとしては、法定協がベストではないので、それも視野に入れながら、円満に設置していくことも考えながら名鉄との話し合いを続けていかれるということでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

逆に私がお受けする印象は、余りにも法定協を全能と、法定協にこだわり過ぎではないのかなという気がしています。法定協をつなぎとめる鎖ではないということは、鉄道事業法上、説明をさせていただいたわけでありまして、少なくとも私が一番考えたのは、法定協を設置して、それが終了したときにどうなるかということです。協議する内容が貧弱であれば、当然、1年、2年で終了してしまう可能性がある。終了してしまったときに名鉄広見線がどうなるかということも考えてやらないと、ただつくればいいという話じゃないということでもあります。確かにつなぎとめる一つの手段なのかもしれませんが、私自身はそれが終了したときのほうが怖いということは感じておりますので、多分印象として、もう名鉄が撤退したい、する寸前にあるというふうに多分受けとめておみえになるんでしょうが、名鉄は廃線という言葉は今まで一回も使っておみえになりません。経営上、運営上、大変苦しいんだと。このままでは単独での維持ができなくなるが、さあ御嵩町さん、可児市さん、本当に必要なんですかという問いかけをしてこられたという形で私どもも受け取っておりますので、危機感が決してないわけじゃありませんけれど、そういう次元にないというふうには思っております。

協議が今はきちんとできている状態でありますから、円満な協議ができれば、それにこしたことはない。円満な協議ができなくなったときの最後の手段でやるということもあり得るでしょうけれど、まずは企業と自治体とのいわゆる健全な関係、良好な関係をつくっていく。また、町民と企業との関係もしっかりとつくっていくというのが、我々行政の仕事ではないのかとい

うふうに考えておる。決して法定協を全く無視しているわけでありませし、法定協を目的化するようなことはいたしませんので、その点だけは御理解願いたいと思います。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今、町長がおっしゃられました、この法定協を立ち上げた後、その終了するときに、話し合いの内容が貧弱になってしまって、その後どうするんだということもおっしゃられたわけですが、そうならないような話し合いをしていくということが法定協じゃないかなと思うんです。法定協を立ち上げなくて名鉄存続の道が、反対に、法定協を立ち上げずに探っていけるのかなと。お金を幾らでも出せばいいのかもしれませんが、限られた財源の中で、そしてその財源についてもどうするんだという話し合いの中で、法定協を立ち上げずに名鉄を存続させていく方策というのがあるのかなというふうに反対に思うわけですが、そこをちょっと懸念するわけです。そのことで何かあれば一言お願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

なかなか理解がしていただけないようですが、法定協は名鉄をつなぎとめる鎖の役割は果たさない。先ほどから何度も申し上げているように、法定協は全能ではございません。以上です。

議長（谷口鈴男君）

質問者にここをお願いしますが、質問と答弁が重複してまいりましたので、この件につきましてはこれで再質問を終えていただきたいと思います。次の質問に移っていただきますように。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、御嵩駅前駐車場についての質問に移りたいと思います。

駅前駐車場については、舗装工事のために全面使用禁止となっています。駐車場を利用している町民の方には不便を強いているわけですが、担当課としては工期については配慮しておられると思いますけれども、どういう理由で工期が長くなっているのか。行政間の連携ができていないのか。この件につきましては、契約を担当しておられる課の御見解もお伺いしたいと思います。以上1点について御答弁を担当課と契約の担当課のほうからお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

おはようございます。初質問、初答弁ということで大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

私への質問は、駅前駐車場整備の工期についてであります。

名鉄御嵩駅南の駐車場につきましては、名鉄広見線の利用促進と中山道御嶽宿の観光客駐車場として、平日は主にパークアンドライドによる鉄道の利用促進、休日は駅前観光資源の有効活用を図り、鉄道の延命化のため駐車場を整備し、平成21年度に埋め立てを行い、採石敷きにて一般駐車場として無料開放し、現在に至っております。

利用者の利便性と雨天時の利用の快適性のため、町道中125号線駐車場整備工事として、駐車場台数を乗用車用46台分、軽自動車用2台分、障害者用の車1台分、自転車、オートバイの屋根つき駐輪場54台分を整備するもので、附帯設備として、土どめ擁壁工事、場内排水工事、照明設備工事などを、要求資料にもつけてございますが、当初は平成24年1月30日から3月31日までの62日間の工事期間で、御嵩町上恵土の株式会社平和興業が受注いたしました。

この事業は国の社会資本整備交付金を受けて進めていますが、標準工事期間を確保する必要があることから、6月30日までの繰り越し工事になったものです。駐車場を利用している皆様、関係住民の皆様には、早いうちから回覧、町のホームページ、防災無線で、臨時駐車場をB&G海洋センター入り口をお願いをして、工事期間中の駐車場を利用できない旨の周知をさせていただきましたが、実際の工事着手に1カ月のずれを生じました。これは議員も御承知のとおり、昨年9・20災害復旧工事を優先して、間に合うものは出水期となる梅雨前に工事を完成させ、被災地域の安全性を高めるためと判断し、当該請負業者は前沢川1護岸復旧工事、井尻川1護岸工事の災害復旧工事を行っており、それを優先するよう協議したものです。

業者との連携、期間のずれの看板表記、住民への再度の周知など、情報の伝達不足から特に名鉄利用者の方には困惑させ、御迷惑をおかけしましたことを、この席をおかりしましておわび申し上げます。今後は、的確にお知らせして、連携も含めて徹底を図ってまいりたいと考えております。工事担当であります建設課としましても、名鉄広見線の利用促進、活性化を十分認識しており、現場の安全を最優先に確実な工事を行っています。雨季を迎える時期になりましたが、6月30日の完成に向けて進めておりますので、もうしばらく御辛抱いただき、完成後には多くの皆様が快適に利用していただけるものと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の答弁とさせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

ただいま関係課との連携ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

この駅前駐車場の整備につきましては、名鉄広見線の活性化、利用促進の一つの大きな柱ということで、社会資本整備交付金を活用して工事が進められることという、こちらのほうは十分承知をしてございます。さきの定例会におきましても、この工事が行われるということ、それから代替駐車場、住民への情報周知につきましては万全を期したいということで御答弁を申し上げております。ただいま建設部長から、町の広報紙、同報無線等での周知ということをお願いいたしましたけれども、企画課のほうにも命じまして、広見線の活性化ニュースレターですか、こういったものの周知も繰り返しやってきたところでもあります。残念なことに工期が大変かかってございますけれども、私どももこういった事情は事前にある程度把握をしてきたということでございますので、そういったことを念頭にPRには努めてきたつもりでございます。今後はさらに連携を強化いたしまして、より一層、町民の皆様、観光客の皆様にもお使いをいただけるよう連携してPRをしてまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。この件につきましては、担当課ともお話をさせていただきました。私もお納得はしておりますけれども、これだけ町を挙げて今は名鉄広見線の利用促進ということを行っているわけですから、やはり駐車場を利用している方にとってはB&Gはちょっと遠いので、できるだけ工期を短くしてほしいというのが本当の住民の皆さんの願いであります。

その中で、確かにここは痛しかゆしだなと思うのが、周知を早くしなければならないということは重々承知しておりますけれども、実際、駐車禁止にされたのが4月2日からだったんですが、工事が入ったのは5月なんですね。それで、もう1カ月、ぎりぎりのところまで駐車をさせていただいたかかったなというのが、やっぱり本当の実際の工事期間だけ駐車禁止にしているのが一番住民の方に御迷惑をかけないのかなと思うのですが、そのあたりはやはり連携をとっていただいて、何とか住民の方の不便を最小限にするということでお願いをしていきたい。これほど今は町を挙げて名鉄広見線を利用しよう、利用促進ということを行っているわ

けですから連携は当然のこととして、そのあたりに、またこういう場で連携ができてないんじゃないかということ指摘しなければいけないということは非常に残念なことだなと感じております。これについては御答弁は結構です。

次の質問に入りたいと思います。

町有林の信託でございます。

町有林の信託について、1番、監視体制についてでございます。

監視体制というふうに申し上げておりますけれども、非常に監視体制という、いかにも見張るといいますか、そういうちょっと意味合いが強いと思いますが、私はそうではなくて、やはり10年後にどういう森にして返していただけるのか、そのことについてみんなで一緒につくり上げていく。監視するというよりは、みんなで意見を言い合って、そしてつくり上げていって、10年後に森にして返していただくための制度づくりといえますか、そういったことだと私の中では認識しております。そういう意味で質問をさせていただきます。

森林組合と信託契約を結んでいる町有林が、森林経営計画基本方針書に基づき、適正に経営及び管理されているのか監視体制を講じていくという御説明でしたけれども、具体的にどのように取り組んでいかれるのかということについてお伺いをいたします。

それから2点目ですけれども、昨年第4回定例会の最終日に、町有林の信託について次のように質問をいたしました。御嵩町では、この北山にはオオタカやサシバはもちろん、国際保護連合の絶滅危惧1B類に指定されているミゾゴイという非常に珍しいものがいると伺っている。希少野生生物保護条例を作成して積極的に環境保護に努めている当町として、まちづくり課との連携をどのように図っていくのかという質問です。これに対して農林課長は、環境面については今後まちづくり課と検討していきたいと考えていると御答弁されていますし、またまちづくり課長も、新しい事業になればそういった環境保護という観点も必要でありますので、十分横の連携をとりまして進めていきたいと御答弁をされています。

この点について、その後どのような協議をされてこられましたでしょうか。また、具体的に今どういった取り組みをされておられるのか。今、何かされていれば、それについてもお答えをいただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

私への質問は、町有林信託の監視体制についてであります。

御承知のとおり、昨年、全国で2例目となる森林経営信託を可茂森林組合に委託し、可茂森

林組合から提出された森林経営計画基本方針書に基づいて、この4月からスタートしております。

森林経営信託は、さきにも申しましたように全国で2例目、岐阜県では初めての試みであることから、参考事例も少なく、手探り状態で進めているところです。まず受託者である可茂森林組合から提出された森林経営基本方針書及び施業計画書、森林経営計画書に書かれている契約期間10年での全体構想、目指す森づくりの計画書を、豊かな森づくりに関する提言を行う御嵩町森林管理委員会に提示し、この4月からの調査実施方法などについても意見を聞きました。さらに、今後想定され得る問題、課題に対して専門的なアドバイスをいただく機関として、委員会の中に岐阜県森林研究所研究員、岐阜県森林整備課職員、可茂農林事務所林業指導普及員、岐阜県森林組合連合会職員、御嵩町生物環境アドバイザーなどの外部有識者と、事業主体の可茂森林組合、森林所有者の町職員から成る専門部会をこの4月に設置いたしました。

監視体制といたしましては、1つ目として、計画から実施までを森林管理委員会専門部会により検証を行います。2つ目として、標準地設定による検査を行います。間伐材の処分について、今年度計画している箇所を実施する前に、20メートル四方の区画を一つの標準地として設けて、受託者の可茂森林組合が選木による伐採する木、将来育てる木を表示し、その標準地を町の担当者及び山林管理委員が検証し、承認します。その後、森林組合は、伐採、販売した材の売り上げ、経費の実績を書面にて町へ報告します。3つ目として、環境影響調査の実施を行います。希少野生生物などの環境保護について、御嵩町生物環境アドバイザーにより計画区域ごとに実態調査を行い、希少種が確認された場合は区域の変更、作業方法の見直しなどを行います。4つ目として、間伐を実施した後、実施前に確認した標準地どおりに正しく行われたか、作業前と同様に町の担当者及び山林管理委員が確認をいたします。5つ目として、収支報告書、検査調書、出来高図面の実績報告書に基づき、結果を議会、森林管理委員会専門部会へ報告をいたします。さらには、森林経営信託による信託事業は国の補助事業で進められますので、計画から完了まで窓口となる岐阜県の審査が厳正に行われます。

以上が一連の監視体制で、二重、三重のチェック体制により、森林の日常管理や適切な森林施業を進めてまいります。

東日本大震災により、自然の恵みの大切さや、森林を初めとする自然環境を守っていくことの重要性が高まっています。今回導入した森林経営信託により、御嵩町の財産とも言うべき森林が後世まで引き継がれる緑豊かで恵みのある自然環境となるよう期待して、私の答弁といたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは私のほうからは、公共事業での環境保護、特に野生生物保護について、制度についての御説明をしたいと思います。一部、奥村部長と重複する部分もありますので、御了承願いたいと思います。

本町では、平成14年4月に制定した御嵩町環境基本条例の中で、町が公共工事全般において環境負荷の低減を最小限にすることが定められておりまして、これをもとに平成15年4月に御嵩町公共事業における環境配慮指針が作成され、それに沿って運用を行っております。

具体的な野生生物への配慮は、事業の計画段階において、御嵩町希少野生生物分布マップで生息地域等を確認し、計画エリアに希少野生生物が生息していたり、そのおそれのある場合には、環境配慮指針第6条に定める生物環境アドバイザーに専門的見地から助言・提言を求めるとしております。工事等の設計段階においては、この助言・提言を踏まえて、工法、工期等の検討や変更を行っております。また、実際の工事施工時には、今までの例では、より水生昆虫などについては地域住民の方や施工業者の協力を得て検討を行っております。

今回の町有林の信託では、農林課が設置する豊かな森づくりに関する提言を行う御嵩町森林管理委員会の専門部会に、先ほど説明もありましたように、あらかじめ生物環境アドバイザー2名が構成員として参加した体制で、助言・提言を受けながら事業を進めております。

なお、現在、まちづくり課では、平成19年に発行した御嵩町版レッドデータブックの見直しのため、今回の町有林信託のエリアも含め、植物、鳥類の生息調査を実施しておりますので、この情報も農林課と共有しながら、信託事業として豊かな御嵩の森づくりを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ちょっと時間が押しておりますので、簡単に再質問を1点だけさせていただきます。

先ほど奥村部長の答弁の中で専門部会というものが出てきましたけれども、この専門部会の位置づけとといいますか、いわゆる監視体制の中での、この専門部会の方たちが実際現地に行かれることがあるのか。この専門部会の位置づけについて1点だけお尋ねをいたします。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

先ほども答弁いたしましたように、専門部会をこの4月に立ち上げましたんですけれども、

森林管理委員会の中に部会を設けるということになっておりまして、今回、信託の関係で立ち上げました。当然のことながらこの専門部会は特に重視をしております、作業前、作業後、現場にもちよくちよく出まして状況を見ながら、あと会議等で議論しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、きょう最後の質問をさせていただきます。

イベントについてです。

町内のイベントや行事は御嵩町のカレンダーでわかるようになっておりますけれども、例えば先日のみたけの森ささゆりまつりのときは、御嵩公民館で「田んぼの学校」と同じ開催日でした。ささゆりまつりはマスつかみや木工教室などの子供たち向けのものもあるので、できれば御嵩町挙げてのささゆりまつりのようなものは、ほかの行事と重ならないようにしていただけるとありがたいのかなと思っております。

それから、これは町民の方がよく指摘されていることなんですが、町内のいろんなイベントが非常によく重なっているという御指摘を受けます。例えば3月に御嵩公民館でジャズが行われたときに、中山道みたけ館でもコンサートがありましたし、わいわい館でも何かイベントがあつて、人がなかなか集まらないという状況が起こっているのではないかなというふうに感じております。こういう行事の日程などの調整については実際配慮されているのか。されているとすれば、どこの課でどういうふうにされているのかということ、済みません、簡単に御説明をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは岡本議員の、町内でのイベントや行事が重ならないように町としてどのような調整・配慮を行っているのかという御質問にお答えをしたいと思います。

現在、町内イベントや行事については、先ほども触れられましたように、みたけカレンダー作成時に、各課が年間に計画する講演会、各種祭り、スポーツ行事など全町的なイベント、町内小・中学校、保育園、児童館での行事などをスケジュール表にして広報担当に報告し、広報担当がまとめてカレンダーに載せることで、年間の大きなイベント・行事の開催日等の情報共

有を各課が行っているところであります。また、生涯学習課が主体となって毎年1月に教育委員会と行事調整会議を開いて、全町的なイベント、学校単位で行われる行事、または公民館や学校施設を利用して開催される行事について各課が日程案を持ち寄り、同時開催を避け、単独開催がよい行事や、反対に同時開催で参加者増加が見込まれる行事など検討を重ね、年間の日程調整を行っております。

先ほど御指摘のあった、先日のみたけの森ささゆりまつりと御嵩公民館主催の「田んぼの学校」が同日開催となった件は、みたけの森まつりは例年5月3日の連休期間に実施していたものを、一昨年、岐阜県清流国体のプレイベントとして、豊かな海づくりのサテライト会場として、ササユリ開花時期に合わせて、みたけの森ささゆりまつりとして開催したものであり、それまでよりイベントとしての魅力を拡大しようという思惑で続けておりました、ことしで3年目の開催となりました。また、御嵩公民館主催の「田んぼの学校」については、公民館周辺の田植え時期が6月第1週ということから、例年、6月第1日曜日に開催されております。

このように、田植え時期とササユリの開花時期が同時期ということや、調整をするにしても、5月や6月上旬は、このみたけカレンダーを見ていただいてもわかると思いますけれども、毎週さまざまな行事・イベントが計画されておりますので、事前の調整は先ほども申しましたように行っておりますが、単独開催の日程調整は非常に難しいと考えております。しかしながら、今回、岡本議員の御指摘もありましたので、それぞれの実行委員会で今後十分話し合ってくださいよう働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

お許しいたきましたので、一般質問させていただきます。

農家への対応、あるいは対策について伺います。

平成23年度で可児地域水田農業推進協議会というのを解散されまして、新たに御嵩町独自で御嵩町農業再生協議会というものを設立されました。その協議会は、農業者戸別所得補償制度を効果的、効率的に実施するためということなんですが、農家の所得補償と同様に、後継者不

足、担い手の育成、耕作放棄地対策、そういったいろんな問題も同様にあるわけですが、御嵩町農業再生協議会というものを設立されてから、町独自で以上の件について何か対策、取り組み等されておりますでしょうか。

また、鳥獣被害についても大変深刻な問題がありまして、去る5月17日の中日新聞によりますと、平成22年度の岐阜県内の農業被害というのは4億8,000万以上に上るということなんですけど、いろんな補助制度もあるんですけども、山間地において電さく、あるいは防護さくをしても、どうしてもすべての鳥獣の侵入は防ぎ切れずに、丹精込めてつくられました農作物を食い荒らされて大変困っておられます。また農地以外でも、民家ですとか公園なんかの花壇を荒らしたり、道路ののり面を壊したりと、日常生活への被害も大変多く出ているわけなんですけど、有害鳥獣駆除の規制緩和とか、できるだけ早く数を減らすような対策をとっていただくとともに、捕獲した鳥獣肉の利用促進についても、他の市町村なんかでは積極的にジビエ料理として喫食されておるところもあるようですので、御嵩町も今後そういった対策は何か考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

山口議員の御質問にお答えいたします。

我が国の農業は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない集落・地域がふえ、農業従事者の減少など危機的な状況であり、本町でも同様であります。高齢化が進んで農業者がほとんどいない、今後も農業で生活していける安定した担い手が少ない、将来、耕作放棄地ばかりになって農業は衰退してしまうといった声をよく耳にします。

農政問題については、過去にも当時の安藤博通議員が何度も一般質問され、その答弁で町長は、町政において農政問題は最重要課題と位置づけ、環境、福祉の面、貸し手と借り手、野菜の直売所、地域リーダーなど具体例を挙げて、農地を守り残していきたいと答弁しておりますように、これからの農業は、行政の後押しはもちろんのこと、地域のリーダーが中心となって仕組みづくりや地域の課題、将来像を自分たちが話し合うことで守っていかなければならないと考えます。

さて、議員からは農家への対応、対策として幾つかの質問をいただいておりますが、ことし3月に町では各農家に御嵩町地域農業に関するアンケートをとりましたが、その中で後継者について「いる」「いない」を聞いたところ、「いる」と答えた農家はわずか27.3%でありました。この結果からもわかるように、農家を継ぐ人はほとんどいないのが現状です。将来担い手となる農業に意欲のある人を町が認定した認定農業者が現在は7人までふえています。また、営農

組織として美佐野、長岡、伏見に機械化営農組合が活動し、多くの農家から作業を引き受けています。しかし、これらの組織のメンバーも50、60歳代の方が多く、ここ数年は何とかできますが、将来は組織の後継者不足の問題も出てまいります。

耕作放棄地は、営農組織やJA出資法人の土利夢（ドリーム）ファーム可児の利用集積、農地情報登録制度や耕作放棄地対策事業補助金制度により、少しずつではありますが、減ってきております。後継者の不足や担い手の減少から耕作放棄地がふえるというように、後継者不足、担い手不足、耕作放棄地、これらを解消しなければこれからの農業は衰退してしまいます。幾ら国や町が政策を掲げ、お金を出しても、やはり農業をやる人の意気込みや農業への魅力を感じない限り、解決の糸口は見えてこないような気がします。

農林水産省では、後継者不足、担い手の育成、耕作放棄地は人と農地の問題としてとらえ、平成24年度から地域の皆さんで話し合っ人・農地プランをつくり、実行していくことによつて人と農地の問題を解決する支援策を打ち出しています。本町もその問題解決のために、国の担い手への農業経営改善支援策や耕作放棄地対策への交付金、青年就農給付金などを広く活用することも一つの手だてとして考えております。

いずれにしても、国や県の動きを注視しながら、補助メニューを有効に活用するなど、御嵩町農業再生協議会が中心となって、行政、JA、農業者がスクラムを組んで行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に有害鳥獣の捕獲についてですが、本町では鳥獣被害はイノシシによる被害が主でありますが、町内全域で発生し、平成23年度で申しますと被害面積は2.59ヘクタール、被害額は221万6,000円で、有害鳥獣駆除により114頭を捕獲しています。その被害防止策として、電気さく、防護さくなどの材料費の購入に対する補助や、捕獲隊による捕獲などにより被害の抑制を図っています。

平成24年度に実施する被害防止対策を申し上げますと、1つ目として、有害鳥獣捕獲隊による団体捕獲事業により、町内全域の60カ所にイノシシ捕獲おりを設置します。2つ目として、電気さく等設置に対する補助金を1件当たり資材費購入に対して3分の1で上限2万円を補助いたします。今年度は90万円を予算化しています。3つ目に、鳥獣被害対策緊急支援事業として岐阜県が実施するモデル重点支援地区に指定され、被害が集中する比衣地域で伏見機械化営農組合が実施します。4つ目に、農業や生活環境への被害をもたらしているヌートリア、アライグマなどの特定外来生物の捕獲を、防除実施計画に基づき、捕獲用おりの貸し出しを実施します。

有害鳥獣捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領で捕獲方法や捕獲の許可について規定し、平成24年度から26年度までの御嵩町鳥獣被害防止

計画を策定し、その中で有害鳥獣の捕獲計画数や捕獲以外の被害防止策を定めて、この計画や法律に基づいて捕獲を行っていますので、御理解いただきたいと思います。

次に食肉利用ですが、議員もよくお調べになっておられることと思いますが、「ジビエ」とはフランス語で野生鳥獣の肉のことを指し、欧州などでは高級食材として重宝されています。県内では、郡上市のNPO法人などが普及を進めています。

岐阜県は今年度、有害鳥獣として捕獲されたイノシシやシカをジビエ料理として消費しようと、ジビエ料理の利用実態調査や商品化に向けた調査に乗り出すとしています。ジビエ料理の消費量をふやすことで捕獲を進めるとともに、地域の特産品として有効利用する振興施策を実施します。

イノシシを食肉利用とする幾つかの問題点を上げてみますと、1に、捕獲したイノシシは年によって捕獲頭数が異なったり、捕獲時期や大きさによって肉質にむらができたりしますので、安定した味のイノシシ肉を安定した価格で市場に流通できるかが大きな課題であります。2に、と畜場法によってイノシシは屠畜場では屠殺解体処理ができないことから、専用の解体処理施設を設置することが求められますので、捕獲から解体処理までの一連のインフラ整備が必要になります。また、食用として解体を行い、販売・営業しようとする場合、食品衛生法に基づく施設基準に適合した施設で食肉処理業の許可が必要となります。3に、衛生的で安全なイノシシ肉を確保するためには衛生管理のガイドラインが必要です。

このように、ジビエの利用促進といってもいろいろなハードルがあり、かなり難しいかと思っています。まずは岐阜県が進めるジビエ振興施策の今後の動向などを注視していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

[2 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

2 番 山口政治君。

2 番（山口政治君）

ありがとうございました。反論できないほどの御説明でちょっと困惑しておる次第ですが、野菜なんかをやっぱり趣味でつくっておられる方、あるいは農家の方も、せっかくだつたものを実ったときにはきちんと収穫できる、安心して耕作できるような施策とありますか、どんどんそういった形で安心した耕作ができるようにしていただきたいと思います。また、でき得る対策はすべて積極的にやっていただいて、たとえ1頭、2頭でも減るような方向性になればいいと思っています。ありがとうございました。

次に、農地等災害復旧事業費補助について伺います。

昨年、一昨年と2年間続きました豪雨災害によって町内の農地も大きな被害を受けておるわけですが、平成22年9月に定められました御嵩町農地及び農業用供用施設災害復旧事業費補助金交付要綱という大変長い要綱なんです、それについて伺います。

その補助要綱は1カ所の復旧工事額が40万円を下回る小規模な災害を対象とされておりますが、昨年の台風15号で被害を受けられました農地をお持ちの農家さんでも、この補助要綱を御存じなかったり、あるいは細かい基準がありますので、それを十分理解できずに申請されなかったということも伺っております。それで、その被害に遭われた農地はまだそのままになっております。きょうも台風が来ておるんですが、今後も同様の災害が十分懸念されますので、この補助要綱を農家の皆さん方に十分周知するために、各自治会におられます農事改良組合長さんたちとかに御協力をいただけないでしょうかという質問です。

また、災害発生から申請期限が3カ月という、余りにも短い期間じゃないかなと思います、可児市や恵那市など、その期限を定めておられない自治体もあるようなので、御嵩町も今後、やっぱり大切な農地を守るためにも、この申請期限の延長とかをお考えいただけないでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

それでは、山口議員の質問にお答えをしたいと思います。

初めに、御嵩町農地及び農業用供用施設災害復旧事業費補助金制度の概要を説明させていただきます。

この制度は、平成22年7月15日に発生した災害により、町内各所から100カ所以上の農地及び農業用施設の被災箇所が報告をされ、1カ所の工事費が40万円未満の小災害に該当する被害が多数発生したことから、町単独の災害復旧工事として町が施行する従来型では対応できないとの判断から制定をしたものであります。

制度の趣旨は、町内の農地及び農業用供用施設等が暴風雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被災し、農地等を管理する水利組合、農事改良組合及び農家が、以下「農家等」と申し上げますが、農地等に流入した土砂のしゅんせつ、または施設の修繕等を行う場合において、当該災害復旧に要する経費の一部を補助するというものであります。

補助対象事業は、国庫補助の対象となる災害、その他町長が特に町長が必要と認めた災害に伴う復旧事業であります。補助率は補助対象事業費の4分の3、補助対象事業費の限度額は1カ所につき5万円以上40万円未満となっております。補助制度の実績でございますが、平成22年度が29カ所で交付額は588万2,000円、平成23年度は31カ所で692万7,000円となっております。

それでは1点目の質問である、農事改良組合との協力についてお答えをいたします。

初めに、農事改良組合の活動状況につきましては、町内69自治会のうち47自治会で設置をされており、自治会数と設置数の差につきましては、自治会設立当初から設置していない、または時代に変化により解散に至ったといったものでございます。

次に、平成22、23年度の災害箇所への把握につきましては、受益者、水利組合、農事改良組合、自治会長、町のパトロールなどからの通報となっております。特出すべきは、自治会内で農業用施設や農地とともに道路、河川、がけ崩れ等、多様な災害が発生したことから、自治会長さんが精力的に対応していただき、災害箇所の取りまとめを行い、連絡をいただくケースがございました。この場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。また、町議会議員の方が自治会長さんと連携して災害箇所を地形図に落とし、議員みずから現地確認し、報告をいただいたケースもございました。

御質問の協力関係につきましては、県への被災報告や、関係者と復旧についての協議もあることから、地域の実情に合わせて柔軟に対応していかなければと考えており、農事改良組合を初め受益者、水利組合、自治会や議員の方などの協力をいただきながら、災害箇所の早期復旧に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、この制度を知らない、または十分に理解していないとの御指摘につきましては、この制度はさきに説明したとおり平成22年度に制定しておりますので、農家等の方にはある程度定着したものと考えておりますが、今後の対応につきましては、災害発生後、町民の方にお知らせをします罹災証明、廃棄物処理、各種減免制度の申請等について周知する機会もございましたので、これらとあわせて補助制度につきましても周知してまいりたいと思います。

2点目は、補助金申請期限の3カ月の見直しについての質問であります。

町では、災害発生後に町内各所から報告された災害のすべてを現地にて確認し、国庫補助とする被害、町補助対象の小災害となる被害及び補助対象とならない過少な被害に分類し、それぞれの被災者の方と復旧に向け協議を進めることとなります。御質問の申請期限を延長することにつきましては、必ずしも農家等の利益につながらないことから、今後につきましても、これまでと同様の申請期限で制度の運用を図ってまいりたいと考えております。

理由は以下のとおりであります。1. 県が国に報告する被災数、被災額の期限は、工事費40万円未満の小災害を含め、被災後3週間であります。また、40万円以上の公共災害については、受益者の復旧同意をいただき、被災後2カ月の60日以内に災害復旧事業概要書、つまり査定設計書を取りまとめなければならない。2. 災害箇所を長期間放置しておくことは、新たな降雨により被災箇所の拡大を招くことになり、結果として復旧費、受益者負担金が増大することになる。3. 農業用施設等の災害については、農作物の作付、施設の維持管理に支障を来すこと

から、農家等は被災地の早期復旧を望まれるケースが多い。4. 工事費40万円未満の小災害と見込まれるものについても、設計において工事費が40万円以上の公共災害対象の可能性もあることから、災害の種類や大小にかかわらず、早い段階で報告をしていただき、その後の対応を協議することが重要である。5. 申請期限を3カ月以内としているのは、被災後おおむね2カ月以内に災害復旧実施の判断をしていただき、その後の補助金申請に必要な書類を整える期間も含めて3カ月以内としている。以上が主な理由であります。

最後に、かねてより町長が申し上げておりますとおり、町政の課題等について直接町民の方に考え方や方向性を説明させていただき、町民との距離感を縮めていくため、町長と語る会や出前講座を推進しており、当該制度の説明につきましても、これらの開催申し込みがあれば積極的に出席させていただくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

またまた反論できないような御答弁でしたが、せっかくいい制度があるものですから、やはり一人でもそれを知らないで済ませてしまったという方がなくなるように、できるだけこの周知の方法を考えていただくことをお願いし、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで山口政治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時45分といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました大項目2点について一般質問をさせていただきます。

先年の第2回定例会は、選挙が終わりまして、私たち新人議員は後ろの傍聴席で前任者の議

会を傍聴させていただいております。それから1年ということで感慨深い思いもありますが、さきのお2人方のようにハイレベルな質問ができるよう頑張っていきたいと思います。

まず第1点目の質問であります。岐阜県のほうがことし4月より環境保全の政策目標を達成するために導入しました、県民税である名称「清流の国ぎふ森林・環境税」についてであります。

町・県民税の通知書と一緒に先日こういう啓発の紙が我が家にも来ましたが、実際はうちの女房も「お父さん、これ何」というところで、なかなか浸透していないのが事実であると思っております。

この森林・環境税は、全国でも導入が進んでおり、平成15年に最初に導入した高知県に始まり、ことし導入の岐阜県は全国で33番目の導入県だという状況であります。森林面積が県土面積の82%を占める、これは全国第2位であるそうですが、森林県の岐阜県も導入したということで、個人は年額1,000円、法人は年額、資本金等の額を区分しまして2,000円から8万円、課税期間5年間、5年後に制度の見直しを行うというものであるそうです。

単年度12億円の財源確保の上、新規施策4案、拡充施策1案、施策のほうは、こちらの啓発のリーフレットでも1番から5番まであります。4番の公共施設等における県産材の利用促進だけが継続のもので、あとの4案は新規で事業を行うというものだそうですけど、拡充1案で、5年間で60億の規模で施策展開し、緑豊かな清流の国ぎふづくりを推進していくものであるということです。岐阜県のホームページよりピックアップした具体的な施策と今後5年間の森林・環境税の活用想定事業であります。それも私はホームページから出しましたけど、かなりたくさんの施策が予定されております。当然、どこの自治体でも森林や里山に岐阜県は囲まれておりますので、補助金のメニューを見て活用できる事業があるか探しているところであると思っております。平成24年度は21事業、予算8億7,000万のメニューを公表しているところあります。

ここで質問であります。御嵩町においても町有林約800ヘクタール弱有しており、そして里山、清流可児川を有するまちであります。環境のまちとしても、ほかの自治体よりもいろいろ産廃のこともありまして一歩も二歩も進んでおるという認識でありますので、補助メニューについて活用姿勢を3点ほど質問しますので、よろしく申し上げます。

まず第1点であります。この森林・環境税の事業主体は、県、市町村、大学、NPO、地域団体、学校法人、社会福祉法人、医療法人等々多岐にわたりますが、我が御嵩町でも、平成16年発足の山林整備ボランティアの水土里隊や平成9年から活動されているみたけ・500万人の木曾川水トラストの方々、また県や御嵩町ほか4者協定を結んで活動されているアサヒビール木曾川水源の森・みたけの方々等、ありがたいことに森林にかかわり合っているグループ、

役立っておられるボランティアのグループはたくさんあります。そのような森林ボランティアのグループに県の森林・環境税の活用事業など説明の機会がありましたでしょうか。また、生物多様性、水環境の保全の施設もあるようですが、御嵩町も生物環境保全のグループもたくさんあり、グループの方々にお知らせする機会はたくさんありましたでしょうか。

今度の定例会の補正にこの森林・環境税を活用した事業は、夏休みの事業で、まちづくり課ですか、これを上げておりましたので、私議員として、ああ、活用しているんだなということは確認しておりますし、いつも町長が言っておられる、補助金頼みでなしに、活用できる補助金を探せということで頭を使っていってもらえておるということを確認しておりますので、ありがたいと思っております。当然これは県税であり、県の施策でありますので、新聞、広報紙、県のホームページ、チラシ、リーフレット等いろいろ今までPRはされておりますが、岐阜県民である御嵩町民も納付するわけでありますが、ほとんどの人が先ほど私も申したように税を使った事業等を知らないと思いましたので、1つ目の質問といたします。

2つ目の質問ですが、もう既に5月18日付で募集が終わっている森林・環境税を活用した各種公募事業、これは各種新聞でも公募しておりましたが、御嵩町の各種団体からの問い合わせ等ありましたでしょうか。また、これもタイムリーにきょうの中日新聞に、環境保全モデル林の選定というのに美濃市の里山のほうで手を挙げたということが新聞に載っておりましたので、御嵩町はないのかなという感じでおりましたが、御嵩町の各種団体からの問い合わせ等その時点でありましたでしょうか。これはことしからの導入ということで、時期も早く、4月から始まってすぐ公募という形で期間もありませんでしたので大変だったと思いますけど、問い合わせ等ありましたか。また、実際に御嵩町から公募された団体はありましたでしょうか。

3つ目の質問は、補助メニューは補助率100%で100万円の補助をもらえるということで確認を私個人的にはしておりますが、御嵩町として、今後どのように環境のまち御嵩として森林、里山、川とふるさとの保全という形で税の使い道を考えていってもらえるのか、町のお考えをお伺いします。

以上3点、森林・環境税について御答弁のほうをよろしく申し上げます。これは、環境税の使い道は行政サイドの全域にわたると思いますが、この時点でもまちづくり課のほうでやっておりますし、質問の答弁者のほうをどうしようかと思いましたが、森林ということで建設部長にお願いしております。よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

それでは、高山議員の御質問にお答えします。

議員からは、清流の国ぎふ森林・環境税について3点の質問をいただいております。

まず清流の国ぎふ森林・環境税の仕組みであります。県内の森林環境を取り巻く状況の改善のため、平成24年度から28年度までの5年間、いずれも県民税を個人は年額1,000円、法人は資本金等により年額2,000円から8万円を徴収し、年12億円、5年間で60億円を清流の国ぎふ森林・環境基金に積み立て、毎年、必要な額を取り崩し、5カ年計画で森林・環境税活用想定事業として5の施策の21の事業に使われます。事業主体は、県、市町村、林業事業体、各種団体、NPO、学校法人など多岐にわたり、県が直接行う事業、県以外の事業主体が行う事業への補助、公募事業や提案事業への補助があります。この税は、県民税として県が徴収し、基金に積み立て、使い道などは県の裁量にゆだねられますので、町民税のように自由気ままに使えない財源であります。

1点目の、御嵩町の各種団体に活用事業等を説明する機会はあったかであります。

森林ボランティアなど各種団体のグループや生物環境の保全グループへの説明は、特にいたしておりません。ただし、農林課所管の水士里隊には、税の使い道、活用方法などを説明させていただきました。

町民への周知として、「ほっとみたけ」3月号に岐阜県からのお知らせとして、清流の国ぎふ森林・環境税の導入について、使い道、仕組み、岐阜県のホームページの案内を掲載させていただきました。また、森林・環境税の制度概要などを記載したチラシ、パンフレットを農林課と税務課の窓口において周知を行っております。先ほど議員からもお話がありましたように、6月11日に平成24年度の町県民税の納税通知書を発送しておりますが、その中にチラシを同封させていただいております。

2点目の、5月18日付で募集が終わっている公募事業に各種団体からの問い合わせ、また実際に申し込みされた団体はあったかであります。

町内の各種団体から町への問い合わせはありませんでした。応募について県の担当者に確認しましたところ、県内の市町村から5つの事業に80の団体の応募があり、本町の団体からの応募はなかったということでありました。

3点目の、環境のまち御嵩町として今後どのように税の使い道を考えていってもらえるのかであります。

取り組みを紹介したパンフレットにありますように、本町にとっても有効な森林整備や生態系保全、県産材の利用などさまざまな事業に使えますので、趣旨、事業主体、対象事業、補助対象経費などすべての事業に厳しい条件や制約はありますが、今後5年間で進められますので、事業内容を十分精査し、実施可能なものについては要望できるものは要望して、提案できるものは提案して事業採択に向け取り組んでまいります。また、県が行う公募事業については、早

目に県からの情報を収集し、町内の各種団体へ周知を図って支援していきたいと考えております。

ここで、森林・環境税を活用して今年度実施する本町の事業を紹介させていただきます。

議員からも少しお話がありましたが、1つは、まちづくり課が市町村提案事業に応募したもので、このたび晴れて審査が通り、生物多様性・水環境の保全事業の森林・環境基金事業関連業務に100万円の事業採択を受け、実施していきます。この事業は、本議会に森林・環境基金事業関連業務委託料として補正予算を計上しているところです。

2つは、農林課が環境・保全整備事業の森林整備として、人工林の間伐に195万円の事業採択を受け、実施していきます。また、野生生物保護管理事業の有害鳥獣対策として、アライグマ、ヌートリアの捕獲おりの購入に2分の1の補助で1万4,490円の交付決定を受け、2基を購入します。

議員におかれましても、日ごろからいろいろな団体などで活躍され、情報は豊富にお持ちだと思います。よいアイデアがありましたらお聞かせいただくことをお願いして、私の答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

これから5年間この森林・環境税が活用されるということで、もろもろの事業があるわけですが、何とかひとつこのお金を活用しまして、人間も使ってもらって人づくりのほうにもやっていただきたいと思います。今年度の市町村提案事業と地域活動支援事業、御嵩町は1件だけ100万円ということで、お隣の八百津町さんは3件提案が通っておるということで、ちょっと寂しいなという思いもありますが、これからどしどし提案してもらいまして、補助金がいただけるものはいただいてやっていってほしいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問に移ります。

町民の声をどのように聞いて町政に反映させるかの大項目に沿って、3点ほどお聞きします。

渡邊町長にまずお伺いしますが、質問に先立ちまして、今定例会の町長あいさつにも少し触れていただきましたが、先月23日に城町自治会で行われました町政報告会においては、町長初め副町長、総務部長、建設部長が来ていただきまして、御嵩町の今ある問題、主要施策の説明等をしていただき、また地元の要望、意見などを聞いていただきました。いろいろ行政に対しての苦情等もありましたけれど、真摯に答えてもらえまして、まずもって御礼申し上げます。

日ごろ顔を会わせる機会もなく、町長と話をする機会も少ないので、大変有意義な時間を持てたことは住民にとって大変うれしいことだと思っております。また、町長のお話しされた中で自治会として考えていくことのヒントを1つ2ついただきましたので、早速、役員会を城町自治会も開きまして防災等のことを議論したところであります。本当にありがとうございました。

そのことも踏まえての質問になりますが、1つ目の質問に移ります。

渡邊町政も2期目に入り、2回目の「チーム渡邊」として約1年間過ぎたところであります。私自身は、議員としては先ほど申しましたように1年たちましたが、いっぱいいっぱいの1年でありました。まだまだ1年生議員として住民のほうの感性が残っていると思っております。住民のときは勝手なもので、町長さんも議員さんももっともっと住民のほうに近寄ってきてほしいと勝手に思っておりました。議員になって町長の忙しさ、役場職員の仕事量の多さには驚いておりますが、民間企業の人たちも、自分の生活も景気に左右されますし、大変なのは同じであります。私も町のホームページ上で町長のスケジュール等はいつも見ておまして、公表しているだけでも大変なのに今回このような質問もはばかれましたが、また1つつけ加えておくのは、町民懇談会のときもそれをプリントアウトして、皆さんにも実はこそっと町長の行動を配っておりました、私。このような一般質問ということは、今は映像にも出ますし、町のホームページ上、また議会報で活字として取り上げられますので、町民の方への、これもいつも町長が言うておられます情報開示、提供という点からもお聞きすることにしました。

今は多くの施策が住民協働という形になっておまして、いろいろな場面で、方法で町民の声を取り上げ、政策に反映されていると思います。特に御嵩町においては、産廃問題以降は町民との対話を大切にする自治体であると確信しております。産廃問題のとき、住民のエネルギーを集結させ、行政、議会とともに運動していた人たちも年を重ねてきておりますし、政治離れ、行政離れも少しずつじわりじわりと進んでいっているように、私個人の所感であります。渡邊町長も、町長になられてから丸5年になるわけでありまして、よく言えば安定期ともとれるわけでありまして、町民目線に立って申し上げるならば、町民との距離も少しずつ離れていっているようにも思います。

まず最初に町長にお伺いしますが、これは行政側と言ってもいいんですが、町民との距離感について町長のこの5年間をどのように感じておられるか、町長の所感をお伺いします。

町長には、各種審議会等、数多く住民代表から意見を聞く諮問機関もあるわけでありまして、町長が直接住民の意見を聞く機会は、先ほど申し上げましたとおりスケジュール的なこともありまじょうが、住民との直接対話以外にはないと思います。各自治会からの行政報告会、町長と語る会の依頼が数多くあったとしても、すべてを受ける時間もないかもわかりませんが、町内4地区での行政報告会は、町長の生の声が聞けること、町の現在の重要課題の公開、今後

の施策展開の説明などの理由により必要と考えますが、ことしの4地区での行政報告会の予定はおありでしょうか。去年は報告会はなかったように私は記憶しておりますが、その理由もあわせて2点目としてお伺いします。

町長の御答弁をいただきます前につけ加えさせていただきますが、町長に議会改革で言うところの逆質問権、反問権と言われますが、それが付されているなら、議会、町長、住民の3者の関係で、議会でも直接選挙で選ばれた者としての住民意見の集約、住民対話等、報告会の件でもどうなっているんだと聞かれるかもしれませんが、議会のほうとしましては、議会活性化研究会としまして活発に議論し合い、御嵩町議会として大きな第一歩を、住民懇談会であります。踏み出したところでございます。

3点目の質問に移りますが、3点目は総務部長に少しお伺いします。

これもまた重箱の隅をつつくような質問になりますが、住民の声を町政に反映させるためにいろいろな努力をされていて、行政相談、自治会長会、先ほど申し上げました行政報告会、また各種団体との懇談会等々数多くあると思いますが、このほかにも多くあれば答弁のときにつけ加えていただきたいのですが、例えばきょう資料としていただきました広報紙「ほっとみたけ」に掲載されておりました「声のサロン」ですが、22年度、23年度の件数をいただきました。これも見る限り、私はきょうもらいましたので、ぱらぱらと早く見ましたので分析はしておりませんが、23年度の後半は確かに数が急激に少なくなっておるという思いがします。去年の終わりぐらいから本当に掲載がないようですが、町民からの意見、提案等、全くない状態でしょうか。

「まちへのご意見箱」なるポストが喫茶店などに置いてあるようですが、一度再点検して、投稿してもらいやすいように啓発するよう考える時期に来ていると思っておりますが、町の考えをお伺いします。

町民目線からの質問であります。町民に寄り添う町長・行政であってほしいという観点から、前向きで具体性のある御答弁のほうをよろしくお願いします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

2点、いわゆる行政の長としての姿勢の部分だと思いますけれど、質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず冒頭にあいさつの中でも述べましたように、城町では大変お世話になりまして、ありがとうございます。議員になられてから高山議員の行動力といいますか言動というのは、有権者、投票された方々の期待どおりであるなという評価はさせていただいております。

まず私が常々よく口にするのは、「最高のセミプロでありたい」という言葉を使います。若干欲張りでありますけれど、アマチュアとしての素朴な疑問、感性を失わないということと、プロとしての理論構築、法治国家としての原理・原則を守るという意味で、最高のセミプロになりたいと。選挙で選ばれる身でありますので、少なくとも軸足は町民の側にあるべきということは意識として強く持ちつつ、そうした言葉を使わせていただきます。また「チーム渡邊」という表現を使いましたのは、地方自治法上、職員は補助機関にすぎないということになってしまうわけではありますが、意思のある人間がやっている仕事でありますので、少なくとも知識の記憶を掘り起こすだけではだめだろうと。少なくともその知識に裏づけをされた、知恵を働かせた、考えた、また行動するような行政マンになってもらいたいと。それで一つのチームになるという考え方から「チーム渡邊」という表現を使わせていただいております。

町民との距離感が離れているんじゃないかという御指摘を受けました。もしそれが事実であるとしたら、それは私の不徳のいたすところであるかと思えます。ただ、休日や平日の夜間も含めて、スケジュールにはありませんけど、でき得る限り多くの人と接するように、一緒にお茶を飲んだり、食事をともにしたりということは常々やっております。そういう意味では行動はやっぱり限定されてくる部分があるかと思えますので、もう少し範囲を広げるべきであるという反省はしなければいけないと思えます。そういう意味では、距離感を縮める方法が、私自身も今後考えていくということになるかと思えますけれど、ぜひ議員の皆様にも町民の代表として、そうした町政との距離感を町民と縮めるというような行動を起こしていただけたらというふうに思います。

実を言いますと、私の個人的な価値観というものは、議員になってからもその前も、また町長になる前も全く実は変わっていないというふうに自分自身では思っております。ただ、その中でやはり肩書を背負うということは、御嵩町が例えば存在する限り次から次に町長は生まれてくるというふうになるわけでありますので、私、私人という意味ではなく、町長職に対する敬意は払われるような存在でなければいけないというふうに思っております。議会議員も2万人の中で12人の代表でありますので、少なくとも、バッジをつけたということで胸を張っていただくのはよろしいかと思えますけれど、逆に町民の目線からいくと、それが威張っているというふうにとられがちであります。そういう意味で大変難しいわけではありますが、議員としても、やはりその12人しかいないということに、議員職に対する敬意を持っていただけるような言動をしていただかなきゃいけないんじゃないかと。また私自身も議員として、そういう議員の立場を認識し、町政にかかわってきたというつもりであります。大変これは町民の目線からいくと難しい評価になりますけれど、一番いい方法は言動がぶれないことだと思います。整合性のある言動をしていくということが、最もある意味では敬意を払われることになるので

はないのかなということをおもっております。

なぜ敬意が払われるような町長職、議員職でなければならないかといいますと、敬意が払われないということは魅力のない仕事になって、優秀、有能な人材がいわゆる町政にかかわらなくなってしまうと。これは大変なことですので、ぜひそうした部分について意識をしながら、また町民目線から胸を張っているのを威張っていると言われたいような、そんな存在になっていかなければいけないというふうに思っております。ある意味、我々は選挙で選ばれましたけれど、少なくとも一番格好の批判材料になるということですので、高山議員もその覚悟のもと議員活動をしていただけたらというふうに思います。

町長と語る会についてでありますけれど、これは問題はスケジュールの調整だけでありまして、原則お断りすることはございません。申し込みがあれば、必ず対応をさせていただきます。あとは三、四日の候補日を上げていただいてスケジュールを調整するのみでありますので、遠慮なく申し込んでいただければよろしいかと。ただ、押し売りのような形で乗り込んでいくわけにはいきませんので、やはり自治会長さんなり、またグループがあるならグループの代表の方が意思の確認をされた上で申し込んでいただければ、必ずや実現はさせますので、そうした判断のもと、お声をかけていただけたらというふうに思います。

実は、去年はやっていないんじゃないかという話でありましたけれど、去年は選挙の年でありましたので、平年以上にかなり濃密な形での報告やら、また思いを述べさせていただく機会が多くございましたので、判断として、選挙が行われたのが6月12日でありまして、年度からいけば半分近くが済んでいるというような状況でもありましたので、いわゆる町長と語る会については23年度は開催しなかったという現実がございます。

また、行政報告会も実施をしておりません。今後、まずは24年度ということになりますが、行政報告会は実施いたします。今計画をしておりますけれど、方法や時期については担当のほうで後ほど参加者の人数であるとかということをお知らせしながらお答えをさせていただきます。

逆質問、いわゆる反問権があればということでもありますけれど、今の議会運営上は反問権が認められておりません。したがって、議場の中でも私は反問したい、逆質問したいことも非常に実は多くあるわけでもありますけれど、できないというのが現実であります。ただ、協議会であるのなら、私はローカルルールとして認めていける方法はあるんじゃないかというふうに思います。例えば全員協議会等々では、まず行政側は事案の説明をし、質疑を受けますけれど、そこで退席してくれという話になりますので、議論には全く参加していないというのが今の協議会ということになります。これは多分ローカルルールで議会が認めるという申し合わせができれば可能になると思っております。あとは議会の皆さんがお決めになっていただければ、それに私は従っていくのみであります。基本的に私のほうから議会の権能を侵すようなことを

実行しようという気は全くございませんので、ただただ思いとして、議論する場が多くあればありがたいなということは考えているということでもあります。

るる述べましたけれど、ぜひそういう意味では、町民の負託を受け、町民のために少しでもよいまちにしていきたいという思いは議会の皆様と同じ立場でありますので、十分議論を尽くした上で方向性を決めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは私のほうからは、今年度の行政報告会の予定があるのかにつきまして、町長も思いを述べましたけれども、事務方として説明をしていきたいと思えます。

過去に4地区での行政報告会は、平成21年と22年の2カ年開催してまいりました。開催内容は、町の重要施策である小和沢産業廃棄物処分場問題、名鉄広見線存続問題、町財政の状況など継続している重要案件や、その年に発生した新型インフルエンザの対策、顔戸地内での大規模陥没の状況などでありました。町としては、こうした重要問題や施策を担当者ができるだけわかりやすく説明し、町長からも取り組みの解説と直接質問にお答えすることで、町民の方の御理解を一層深めていきたいという思いで行ってまいりました。

しかしながら、参加者数に関しましては、事前に自治会長さんに町内の参加者を集めていただきますよう呼びかけていましたが、平成21年度が4会場全体で一般町民の方が約140人、平成22年度が約120人という結果でありまして、町が期待したほど参加者が集まらなかったという状況であります。この多くの方に参加していただけなかった原因は、こういった行政報告会が、日程を一方向的に行政のほうが決めて周知したことや、盛りだくさんの項目を町側の説明、解説中心に行い、参加者の皆さん方からすれば、質問する時間が十分になく、参加した実感が余りなかったのではないかと推測しておるところでございます。

ちょっと追加で、先ほど質問の中でありました、それ以外の内容でございますけれども、平成23年、24年度の報告会等の実績ですけれども、ことし1月に本郷老人会で座談会をやりまして、これは本郷公民館で行いまして19人の参加。ことしの3月29日に町長と婦人団体協議会との懇談会ということで、御嵩町役場で開催しまして11人の参加。それから、ことしの4月10日に伏見地区ふるさとづくり活動センターが町長と語る会を、開催の要望がありまして、伏見公民館で開催し、10人の参加。それから5月に入りまして、23日に先ほどおっしゃいました城町公民館で行いました町政報告会、これが21人の参加。それから名鉄守ろう会が主催で開催しました町長と語る会、これは今月の8日ですけれども、中公民館で守る会の役員7人が参加したというような状況でございます。

またもとに戻りますけれども、昨年は先ほど町長も述べましたように選挙の年でもありまして、年後半、開催方法について検討してまいりましたけれども、結果的に開催に至らなかったことは行政として深く反省をしております。今年度はまずそうした反省に立ちまして、自治会やグループごとに、自分たちが最も聞きたいことや関心のある内容についてテーマを決めていただき、町長と語る会を開催していただき、気心の知れた方同士の小規模な単位で行うことで質問も気軽にできるのではないかと想定をいたしまして、町としては、まず町長と語る会の開催を積極的に働きかけていきたいと思っております。

そして御質問の行政報告会の開催は、町長と語る会の開催回数を見ながら回数を定め、一昨年以上にどうしたらわかりやすく説明できるか、画像やグラフなども活用し、内容を充実させ、参加者がたくさん集まっていたいただけるような形で開催をしてまいりたいと思っております。

次に、町民からの意見、提案が少ないと思われるが、町としてどのように考えているかという御質問にお答えをしてみたいと思います。

行政が住民の視点からの御意見を聞くことは、各種の事業や政策などが実際に公正・公平性が保たれているか、また住民目線で実施されているかなどや、次にどのような事業や政策を行っていったらよいかなどを行政が気づいたり考える上で必要な手段であると考えております。近年は、町民に義務を課したり権利を制限する規制のある条例や、町の重要な施策を決定する上で、あらかじめ原案等を公表し、町民などからの意見や考えを反映させるパブリックコメント手続条例が制定されていまして、住民の方の声を反映する手続を踏まない重要な条例、政策が成立しない仕組みとなっております。

またそれとは別に、町民や自治会の側から町が行う事務事業など全般に対して自由に御要望や質問、意見などを言える制度としては、自治会単位で出されるふれあい要望、広報紙「ほっとみたけ」に添付したはがきを提出することで出される町政への便り、町内の喫茶店や中山道みたけ館など13カ所に設置した「まちへのご意見箱」から出される意見と、大きく3つの手段があり、毎年多くの意見・提案が寄せられているところでございます。提出した平成22年と23年度の年間の意見・提案数では先ほど言われましたように若干23年度のほうが少なくなっていますが、毎年の変動幅の範囲内と判断をしております。手段によっては昨年以上に6月までに多く出てきておるものもありますので、よろしく申し上げます。

町としては、こうした意見・提案の手段について、意見等をお持ちの方が気軽に提出していただけるよう、これからも周知啓発を積極的に行っていきたいと思っております。また、上之郷地区においては、「まちへのご意見箱」を設置していた店舗が廃業等などで返上され、現在どこにも設置されていない状況となっております。したがって、今後早急に新たな設置場所の確保を図っていきたいし、周知をしていきたいと思っております。

また、指摘のありました「ほっとみたけ」に掲載される「声のサロン」が昨年から掲載されていないという件ですけれども、「声のサロン」で取り上げる内容は、町が新たに創設しようとする制度や、広く町民の方に知っていただきたいと思っている政策について、タイミングよく町民の方から質問や要望があった場合に、通常は本人のみに回答しますが、広く一般の方に回答を見ていただくために「声のサロン」という場をかりて掲載しているところであります。昨年は8月に太陽光パネル、雨水タンクの補助についてというタイミングのいい御質問もありましたので掲載をいたしましたし、9月号には名鉄広見線取り組みの情報公開についてという内容がありましたので、「声のサロン」で一般の方にも回答していただく意味で掲載をしました。今後とも趣意に沿うものがあれば「声のサロン」として掲載をしまいにしますので、よろしくお願いをいたします。

以上で回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

町長の姿勢もしっかりと御答弁のほうをいただきました。5年たって私はやっぱり緩みがなきよう、町長がなぜ町長になられたか私もいろいろと考えておりますけど、御嵩町で生まれて、御嵩町で育って、御嵩町で仕事をして、御嵩町で骨を埋めていく、そうやって公言されておりますので、ぜひ町民の方と寄り添って、町民の方の意見をしっかりと聞いて、これからも町政のほうに励んでいっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それと1つ、総務部長に伺いたいのは、はがきの置き場所をこれから考えると言っておられましたのでそれはお任せするとしまして、はがきというのは、一宮の某カレー屋さんの社長の著書には、会社を大きくしたのは、やっぱり声なき声を取り上げるということ、そういうシステムがあったから私の会社は大きくなったと公言しておるぐらいですので、やはり町民懇談会、住民懇談会等に手を挙げて意見の言えない方もおられます。そういう方の声をぜひ取り上げてもらって、町政に反映させていただきまして、これから頑張っていってほしいと思います。

行政というのは、いつも皆さん言うておられるように、究極の住民サービス業ということでありますので、皆さんも、先ほど私が申しましたように、町長が町民と少し離れてきたなと感じておられれば、町長にいろんな提案をして、当然議会としまして、議員としましてそこら辺のことを考えて、これから私のほうとしまして考えていきますので、これからしっかりと対応して行ってほしいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（谷口鈴男君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

それでは、お許しをいただきましたので、私からは前回に引き続いて、御嵩町クリーンエネルギービジョンの実施状況と今後の施策について2点お伺いしたいと思います。

前回の私の質問に対して鍵谷総務部長から、御嵩町クリーンエネルギービジョンのアクションプランである“みたけ”型クリーンエネルギー導入サポートプランに沿って具体的な施策を展開していくという御答弁をいただきました。エネルギー資源に乏しい我が国において、再生可能エネルギーに切りかえていく、あるいは省エネ製品を使用することにより貴重なエネルギーをできるだけ節約していくということは非常に重要なことであると思います。また、新エネルギー、あるいはスマートグリッド、そういった新技術が導入されることによって第2の産業革命と言えるようなことも予想されるわけです。そうした波に御嵩町も乗りおくれることなく、というよりも先端を走っていただきたいと思うんですが、そういうことで、これから伸びると目される産業、こういうものにしっかり目を向けて、そういう企業誘致や、また地元業界もそういったところに革新できるような、そういう支援をしていただきたいと願うものです。

以上の点を踏まえて、先ほど申しましたように2点お伺いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、3月の御答弁で、先ほど言いましたが、御嵩町クリーンエネルギービジョンのアクションプランである“みたけ”型クリーンエネルギー導入サポートプランに沿って具体的な施策を展開していくことを言われておりましたが、それ以外にこのアクションプラン、クリーンエネルギーを活用した交流促進プラン、町民・事業者参加型で創り・活かすクリーンエネルギー導入プラン、次世代の低炭素型のまちづくりプランがあり、この4つのプランを融合させるということで実現させていくことが非常に重要であるビジョンと認識させていただきました。

例えばアクションプランの中に、さんさん広場の太陽光発電システムを利用したEV・PHV電気自動車、あるいはプラグインハイブリッド車と呼ばれているものですが、そういったものの急速充電システムの導入などが上げられておりましたが、これからEV・PHVは急速に広まっていくであろうと思われます。そうしたときに、これはできるだけ早く、ほかの地域におくれることなく導入していただきたいと思うんですが、あそこに急速充電システムがあるぞと、あそこへ行けば帰りの電源が確保されるぞというところがあれば、きっと御嵩町に来てくださる方もふえてくると思います。ちょっと調べましたところ、今、急速充電システムですけれども、100万円を大きく切るような予算で導入できるというようなこともホームページには

記載されておりました。

このアクションプラン、4つのプランですけれども、複合的に展開して、その中にある住民・事業者参加型クリーンエネルギー導入プラン、こういったことでスマートグリッド化の実現をさせていくと。それから地域特性を生かして地産地消を推進する、あるいはスマートコミュニティに変貌させていくというようなことで、未来へ大きな一歩を刻んでいただきたいと。

それで、こうしたことをどのように実現していくかということなのですが、前回は御嵩町クリーンエネルギービジョンについては評価させていただきました。いいものをつくっていただいたと思っております。せっかくいいものを作成したんですから、こうしたビジョンをぜひとも生かしていただきたいと思うわけです。

このアクションプラン、既に導入されているものもあれば、まだ手をつけていないというものもあると思われま。導入されていれば、その実施状況と、イベントなんかであれば参加人数その他のところを御説明いただきたいと思います。

今回、資料請求しておきましたら、2の14ページ、15ページのほうに非常にうまくまとめて掲載されております。これについて、今までにどうやってきた、その成果はどうだった、あるいはこれからどういう計画で、どういうビジョンを持っておるといところを簡潔に御説明願いたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは伊崎議員の御質問の、御嵩町クリーンエネルギービジョンの進捗状況についてお答えしたいと思います。

内容については、一覧表を資料として提出してありますので、目玉になるものについて資料の内容に補足して御説明させていただきたいと思います。

このビジョンでは、平成23年から10年間を計画期間として位置づけており、前半5年間を、クリーンエネルギーの情報提供と意識啓発を主眼に置きながら、導入促進に向けた経済的なインセンティブの制度や、仕組みの構築についても前半でできることは積極的に推進していくこととしております。

現在既に導入しているものは、さきの3月定例会でも御紹介しました、岐阜大学と連携して策定した御嵩町太陽光発電予測マップがあります。このマップは昨年4月から町のホームページで公表中でありまして、御嵩町内の自宅の位置と設置する太陽光モジュール出力を入力するだけで、毎月の発電量と年間の売電額がわかるシステムであります。町では、こうした情報提供と意識啓発を行いながら、この4月から太陽光発電システムへの補助金制度を新たに設け、

「ほっとみたけ」、町ホームページでPRを行っているところであります。6月14日現在で16件の申し込みがあったところであります。

そのほか、昨年の防災週間中の9月1日から5日までに、わいわい館茶房棟において、大規模災害時に送電がストップした状況を想定して、実際の中電からの電力を遮断し、館に設置されている太陽光発電システムでの自家発電と、ダイワハウス株式会社より無償貸与された小型蓄電池を用いて、通常のおもてなし業務で使用する照明、扇風機やコーヒーメーカー、IHクッキングヒーター、炊飯器などを稼働させる公開実証実験を行い、この5日間に延べ262人が来館され、この実験内容を体感されました。実証実験の結果、曇天や雨天時には蓄電池からの供給も併用する必要があるものの、晴天時には自立運転で得られる1.5キロワットの電力で必要な家電製品を選択して利用することは十分可能であることが証明され、この実験に参加された方には、緊急時における太陽光発電システムの有効性や、近隣の方と電力を分かち合う共助の資産としても活用できるということもPRでき、町としてこのビジョンの目的であるクリーンエネルギーの情報提供と意識啓発という取り組みとしては非常に効果があったと判断をしております。

目玉政策の説明は以上で終わりますが、それ以外にも、提出した資料に掲げたプラン2のみたけE C O診断士制度の創設については、既存の同種の制度を調査し、町のオリジナルな制度創設に向け、具体的な実施時期についてはまだ未定ですが、検討をしているところであります。また、クリーンエネルギーを活用した交流促進プランは、御嵩駅前のさんさん広場に太陽光発電10キロワットを導入していることから、ここを拠点に電動サイクル事業を実施中であり、ここの防災訓練においては、EV（エレクトリック・ビークル）・PHV（プラグインハイブリッド）の避難所活用や避難時の活用について、町内事業者の協力を得て実証実験を行っていく予定であります。

御嵩町クリーンエネルギービジョンは、社会生活の仕組みそのものをクリーンエネルギーに変えてしまうようなスマートコミュニティーまでイメージしたビジョンではありますが、現実にはただいま御説明したような取り組みを着実に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明とします。

[8 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

8 番 伊崎公介君。

8 番（伊崎公介君）

御説明ありがとうございました。まだまだ道半ばとまでいかないというところがあると思

ますが、ぜひともやっぱりこういうことは、もうほかのところで推進されてきちゃったということの後にやるというよりも、ぜひとも先頭を切るような形でやっていただきたいなと思います。これは私の要望として、やはりさんさん広場、太陽光発電システムがあるということであれば、ぜひともEV・PHVの急速充電システムですけれども、コストも相当低下しているということですから、何とかこういったものをまずこの地区で先頭を切るような形で導入していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、こうしたクリーンエネルギービジョン、岐阜県でも作成されておりますし、ほかの市町村でも相当にこうしたことが行われているということになってくると、社会が変わってくると。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、エネルギー革命が行われてくれば、当然、産業革命も行われてくると。第1次産業革命が蒸気機関であったのなら、今度はクリーンエネルギーの産業革命が起きてくると思われます。

省エネ家電も、例えばLED電球なんか、この間ちょっと電気屋さんで見ておったら1,000円を切る価格で売っておるといようなことで、徐々に価格も低下してきていると。そして再生可能エネルギー製品も、例えば太陽光パネルというと五、六百万円というような時代もありましたけれども、徐々にそれもコストダウンが図られてきたと。それから例えば車ですね、EV・PHVのような車が出てくると。PHVはまだエンジンが残っていくわけですけれども、恐らく将来、EV、あるいは燃料電池車というような形になってくると。そうするとエンジン自体がなくなってしまう。そうすると、今まで自動車の産業で最先端技術といえば恐らくエンジンの製作が最先端技術であったということなのですが、これから動力がモーターに変われば、自動車メーカーでなくても自動車を製造できるという時代になってくる。そうなってくると、ほとんど今までの企業形態というものが大きく変わってくるといように思われるんですが、前回、私の質問に対し、これも鍵谷総務部長が答えてくださったんですが、グリーンテクノへの誘致がほぼ終了した現在、何か次なる税収の確保が必要でないかという趣旨であれば危機感を感じており、行政として最優先で考えていきたいというように答えてくださっております。

これから、今述べましたように、どういう産業が伸びていくのかという見きわめが非常に重要になってくると思います。これから本当に世界じゅうが必要とされるものは何かということをしっかり見きわめて、それに対応していくことが求められていると思います。

ちょっとこれは極端な例かもしれませんが、例えば名鉄広見線の問題、いろいろ問題になっているわけですが、自動車がEV・PHVに変わっていくということになれば、恐らく電車も何らか変わっていかなきやいけないと。でないと、公共交通機関はエネルギー消費が少ないとは言えなくなってきちゃうおそれがあります。そうすると、新しい形態の電車が出てくるかもしれない。そうすると、ちょうど御嵩町は日本の中心ですし、交通の便もいいところですし、

そういう新しい形態の電車の研究機関なんかを誘致するのに絶好の場所じゃないかと思うんですが、そうすれば、朝夕はその研究用の電車で多く運行してもらおう。昼間は研究に専念していただいて、少し間引いたような運行をしていただくというようなことも可能ではないかなというように思うわけです。

いろんな面で、先ほどから申し上げているように、第2の産業革命と言える時期が到来していると。蓄電池や再生可能エネルギー産業、省エネ電化製品、新産業をいかにして我が町に誘致するかという視点でお尋ねしたいと思います。

例えばEV・PHVが普及するということは、急速に鉛蓄電池なんかも回収されるということも考えられます。そうすると、鉛蓄電池なんかは効率が悪くて、重たくて大きいし、使い道がないというようなことも考えられますけれども、一時的なものかもしれませんけれども、場所さえあれば有効なエネルギーではないかと思われまして、あるいは、日本は非常に優秀な鉱山ということが言われております。例えば何千万トンもの鉄が高度経済成長とともに地中に埋められてきておると。携帯電話、コンピューターに使われている金はよく言われておりますが、あるいはレアメタル、レアアースなんかも非常に豊富にあるというようなことを言われていまして、そういったことで、新しい産業というものの誘致で御嵩町を活気づけていただきたいと思っております。この点についてよろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは私のほうからは、グリーンテクノの企業誘致がほぼ終了した今、蓄電池や再生エネルギーなど、新たな産業の誘致を推進する手だてがあるかという御質問に対しましてお答えしたいと思います。

今定例会初日の町長あいさつでも触れられましたが、4月の東北視察の帰りに、横浜市で大手エネルギー供給事業者が展開する、太陽光発電家庭用燃料電池や蓄電池を組み合わせた、災害に強く、環境に優しい、次世代型ハウスの実証プロジェクトをまちづくり課職員も随行で視察し、本町のクリーンエネルギービジョンを今後展開していく上で非常に参考とさせていただいてきたわけでありまして。

昨年の東日本大震災以降、原子力に頼らない新たなエネルギーへの流れは加速度をつけ進んでおりますので、これに関連してハイブリッドやEVなど省エネ自動車、太陽光発電モジュール、蓄電池などの製品や各種省エネ家電製品、それらの関連部品の生産へとすそ野が今後大きく広がっていくことが想定され、そうした新産業をターゲットに企業誘致を行ってはどうかという議員の御提案は、町としても同じ認識であります。

しかしながら、実際にそうした新分野でどういった具体的な企業が新たな工場用地を求めているのか、またその前段階で、まず国内で新たな設備投資をする体力があるのかなどを把握しないまま、一般的な知識、情報収集だけで企業誘致を成功させることは、以前、企業立地推進室に所属していた者として非常に難しいと考えております。

したがって、まず町として優先して取り組むことは、こうした新エネルギー分野の先端をいく企業群との連携、今回、新エネルギーということで新たな技術も必要となることから、産・官に加え、学とのネットワークをまず町が構築し、これから進んでいく方向の最新の技術や需要動向、企業マインドをキャッチした上で、町の企業誘致戦略を組み立てていく必要があると考えております。

今回、産・官・学の取り組みとして、岐阜大学大学院の未来型太陽光発電システム研究センターが中心となって、文部科学省の外郭団体である科学技術振興機構（JST）の公募する平成24年度科学技術コミュニケーション推進事業に提案・採択された清流の国ぎふエネルギー・環境科学ネットワーク、この事業に本町は、岐阜県のほか岐阜市、高山市と並んで3市町の1つとして参画を認められました。

この事業の概要は、岐阜県における新しいエネルギーシステムの構築と住みやすい環境整備に貢献するため、エネルギー科学、環境科学に関する教材開発や実験講座の実施などを行うことで、県内のエネルギーや環境に関する基礎知識の深化に取り組むネットワークを構築していくものであります。こうした取り組みが企業誘致に直ちに直結するわけではありませんが、長引く不況で企業マインドが落ち込んでいる逆境の中、粘り強くネットワーク構築に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

8 番 伊崎公介君。

8 番（伊崎公介君）

いいお話を聞かせていただきました。そういうことがあれば、ぜひともそういうものを利用して、町民に啓発、あるいは次につなげていけるようにしていただきたいと思います。

もう1つ、特に最近、企業の海外進出が進んでいると。その中で企業誘致というのは非常に難しいというように考えられて、先ほどそういうようなことを言われていたと思いますが、その中でも、やっぱり最先端企業で研究部門、あるいは最先端技術を利用した商品というものは国内で生産し、進めていかなければならないというような考え方もありますので、そういった面でも、やはり企業誘致というものをそういった視点から見詰めて進めていただけると、

御嵩町の将来も明るいものになってくると思います。そういう視点を忘れないで企業誘致を進めていただきたいと思います。

これについては御答弁は結構ですので、それじゃあ私からの質問はこれまでとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで伊崎公介君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて3点について質問させていただきます。

1点目に、防災・減災対策で経済の活性化を目指せということから質問させていただきます。

我が党は、災害に強い地域社会づくりと日本経済の活性化を目指すために、防災・減災ニューディールという政策を提案しております。発生が懸念される首都直下型地震や、東海、東南海、南海の3連動地震などから住民の命と財産を守るために、老朽化している社会資本の修繕、改築に10年で100兆円の集中投資を行い、社会資本の長寿命化を図り、防災・減災機能を強化するもので、同時にこの取り組みは地域の経済活性化に大きく貢献するものであります。

そこで1点目に、学校施設の非構造部材の耐震化への取り組みについてをお伺いいたします。

昨年の東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。被害の状況を見ますと、震度5前後の揺れにとどまった地域においても、建物の柱やはりといった構造体だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童・生徒が大けがをする事故まで起きた例もございます。例えば天井材の被害は1,636校、照明器具での被害は410校、外壁の被害は968校という報告もなされております。さらに、学校ではありませんでしたが、一般の会館で天井が落下し、2人の方が亡くなり、26人もの重軽傷者が出るという痛ましい事故まで発生しております。

地震の発生時において地域の避難所となる学校施設は、児童・生徒だけではなく、地域の住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりでとなります。その安全性の確保、防

災機能の強化は待ったなしの課題であります。

現在、学校の構造体の耐震化は進められておりますが、それだけでは児童・生徒、地域の住民の命を守る対策としては不十分であり、学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると考えます。御嵩町におきましては、学校施設における非構造部材の耐震点検は実施してみえますでしょうか。取り組みについての具体的なお話をお伺いいたします。

2点目に、インフラの老朽化対策についてお伺いをいたします。

地域の防災力を考える中で、公助の基盤であります橋や道路、河川施設など、社会資本の多くはコンクリートでできていまして、耐用年数は50年から60年と言われております。高度成長期に建設・整備されたインフラも、2029年には50%以上が耐用年数を超えるということで、老朽化による防災力の低下が指摘をされております。早い段階でのメンテナンスが大切となります。それは単なる公共事業の復活とは異なり、生命を守るために本当に必要な公共投資であります。人間も40歳を過ぎますと体のあちこちに変化が出てきます。国は、2008年から40歳以上の方を対象に生活習慣病の発症や重症化を予防するための特定健診を導入し、健康で長生きしてもらうという対策をとっています。我が党が提唱しています防災・減災ニューディール政策も全くこれと同じで、病気になる前に予防をし、長寿命化を図るものであります。

防災対策、減災対策といっても、地域によって千差万別であります。御嵩町は東海、東南海、南海の3連動地震が発生した場合は震度6弱と予想されておりますが、亜炭廃坑の存在により、さらに被害が大きくなることも考えられます。本年度、来年度で地域防災計画の見直しもされますが、御嵩町において必要な対策は何かと考えてみますと、まずは行政による防災総点検が必要ではないかと考えます。総点検を行うことにより、修繕が必要な箇所や新規にインフラが必要な箇所などがわかり、集中投資が必要な事業が見えてまいります。

また、先進的な自治体であります神奈川県藤沢市や千葉県習志野市などでは、公共インフラを効率よく管理し、低コストで維持補修・新築をしていく公共施設のアセットマネジメントという概念が導入され、社会基盤の長寿命化に取り組んでみえます。

そこで、30年後の御嵩町が安心して住み続けていられるまちとなるような対策を講じていただきたいと思い、災害に強いまちづくりへの工程表の策定についてお伺いをいたします。具体的にお答えください。お願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

教育担当参事 安藤信治君。

教育担当参事（安藤信治君）

それでは、大沢議員の御質問についてお答えします。

御質問の内容は、学校施設の非構造部材の耐震化への取り組みについてです。

まず初めに、非構造部材の耐震化ということですが、大規模地震から子供たちを守るため、校舎のコンクリートづくり部分、鉄骨づくりの柱、はりといった建物のもととなる構造体の耐震化に対し、地震時に落下のおそれがある特に天井材、内層材、照明器具、窓ガラスから設備機器である大型テレビ、転倒のおそれのある書棚等の家具まで、広義には非構造部材とこれらは言われております。これらの地震時の安全対策をさらに進める必要があるのではという大沢議員の御意見について、私も全く同じ思いを持っております。

文部科学省においても、東日本大震災前の平成22年3月に、地震による落下物や転倒物から子供たちを守るためにということで、自治体が非構造部材の耐震化の点検及び実施に取り組む指針となる、学校施設における非構造部材の耐震化ガイドブックをまとめております。

待ったなしの点検が必要というような御指摘ですが、御嵩町においては現在のところ非構造部材についての点検調査は行っておりません。一言に非構造部材の耐震点検といいましても、天井材や内層材、照明器具等の建築の専門的な見地から点検と危険度評価が必要なものから、書棚等の家具の転倒防止のように、専門知識がなくても施設を日常的に使用している学校教職員が容易にその不備、ふぐあいを見つけて地震時の危険箇所が察知できるものまでと幅広く、その点検調査を建築の専門家にゆだねるものと、我々教育委員会や教職員が実施できる項目に分ける必要があると考えております。これらを整理して計画的な点検実施計画を策定し、効率的な耐震対策に結びつけていくことが必要であるということが、文部省の指針であるガイドラインでも述べられております。

非構造部材といえども、天井材等の耐震化にはかなりたくさんの費用が必要になると考えております。御嵩町の学校施設は、今、大変老朽化から来る修繕対策に追われております。学校施設は、御指摘のように児童・生徒だけでなく、地域住民の災害時の避難場所となる防災拠点ということで、その安全性に問題があるのではないかと、早急に対策を講ずるべきでないかという御指摘ですが、何分多額の予算が伴うものであります。

御嵩町としては、学校のさらなる耐震化を進めるため、今後、老朽施設の建てかえや大規模改修を視野に入れた中で、文部科学省の有利な耐震助成制度を活用しつつ、大沢議員御指摘の、学校施設に限らず公民館等も含めて、教育施設における非構造部材の耐震化について計画的に進めたいと考えています。また、学校教職員などの建築の専門家でなくても点検が可能な書棚等の常日ごろの地道な点検作業が求められるものについては、今以上に慎重に取り組む所存でありますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上で大沢議員の質問に対する答弁を終わります。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

大沢議員の御質問にお答えします。

私への質問は、インフラの老朽化対策を含めた災害に強いまちづくりの工程表策定についてであります。インフラの老朽化対策として、橋梁の長寿命化対策をこれから進めていきますので、私のほうからはこの点についてお答えをさせていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災を経験し、人間が整備した道路、橋などのインフラや建物は自然の脅威には無力だと痛感させられました。専門家の予想によると、東海、東南海、南海の3連動地震がここ数年で起こると言われ、御嵩町でも震度6弱が予想されています。

昨年、一昨年と130年に1度と言われるかつてない豪雨災害に見舞われ、町内の山林、河川、道路などが甚大な被害を受けました。町民が安全・安心に暮らすためには、防災・減災に強いインフラ整備が必要と考えています。とはいえ、本町に限らず、全国的に橋や道路などのインフラ整備は、老朽化が深刻な問題となっており、どの自治体も逼迫した財政状況の中では巨額な改修費用を確保することが難しくなっています。

国土交通省は、アセットマネジメントの取り組みを道路構造物の長寿命化対策として位置づけ、平成19年度より地方公共団体の橋梁管理について、予防的な修繕による長寿命化及び計画的な更新への円滑な政策転換を図るために、長寿命化修繕計画策定事業補助制度を創設いたしました。この制度は、都道府県及び政令市は5年間の平成19年度から23年度まで、その他の市町村については7年間の平成19年度から25年度の時限措置となっています。期限内に長寿命化修繕計画を策定する団体に対して策定費用の2分の1を補助し、策定された修繕計画に基づいた橋梁修繕工事のみが補助対象になります。補助事業の採択条件としては、橋梁点検などの現状調査を行って、それに基づいて修繕計画を策定し、その計画にのっとり修繕工事を行う事業についてのみが補助対象となるとされています。

県内の市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定状況は、平成23年度末の時点で、31の市町村が策定済み、2の市が計画策定中、8の市町が計画策定に向けての点検実施中となっています。御嵩町は点検実施中ということでございます。

それでは、本町の状況について説明させていただきます。

本町が管理する町道橋は158橋で、そのうち15メートル以上の橋梁は19橋で、50年を経過した橋梁は1橋であります。今までは橋の対策として事後対処的な維持管理をしてきましたが、これでは落橋や重大な支障を生じさせるおそれがあることや、修理に大きな財政負担を伴うことから、合理的かつ効率的な維持管理、いわゆるアセットマネジメントによる予防的な修繕や改修をしていくことが必要になってきます。先ほど大沢議員のほうからも少し人間に例えて触

られましたけれども、人間の体に例えれば、ほうっておいて病気になって入院し多額な費用を使う前に、健康チェック、人間ドックなどで予防して、悪いところが見つければ早いうちに治す。これを定期的に行うことにより、健康は維持でき、長生きできます。事はこれと一緒にではないかと思えます。

まず点検であります。昨年度行った点検では、本町が管理する道路橋梁のうち、橋長が15メートル以上の点検未実施の橋梁19カ所について、安全性の向上を目的とした落橋防止対策や予防的修繕及び計画的なかけかえを考慮した既設橋梁の目視調査により点検を実施し、長寿命化計画の基礎資料に資するよう点検調書を取りまとめています。判定基準として健全度1から5段階で判定し、健全度1から3は補修対象、健全度4と5は補修対象外となっています。結果として補修対象が16橋梁あり、そのうち1カ所は「直ちに補修実施」と判定されました。この結果を受けまして、御嵩町長寿命化修繕計画を今年度中に策定いたします。

橋一つとっても、かけかえたり修理をしますと巨額な費用がかかります。とはいえ、想定される大規模地震に備えて修繕をしていく必要があります。一度に多額なお金は財政面からいつでも投入できません。そこで、今回実施しますこの計画に基づいて、早いうちに小さい損傷箇所を見つけて、耐震補強も含め計画的に修繕を行っていくことによって、かかるコストの縮減に努めていきたいと考えております。

以上で私の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

最初に再質問させていただきます、安藤参事のほうに。

学校施設における非構造部材の耐震点検は実施をしていないという御答弁でございました。また、専門家のいろいろな力も要るし、項目についても明確でないというような、また費用もたくさんかかる、耐震点検の結果、耐震対策を必要とすればまたさらに費用もかかってくるということでございますが、私の手にしております文科省からの資料によりまして、また社会資本総合整備計画というのがございますけれども、その中にもこういったことに費用を出すということがうたわれておりますし、この社会資本総合整備計画というのは交付決定がされているのかもしれないですけれども、途中の計画変更でも、もともとの基幹事業に沿ったものであればいいということの通達も出ているようでありますので、そういったことから、非構造部材の点検を実施する費用につきましてもこの交付金の対象となっているということも聞いております。そういったいろいろな対象となるような補助事業も研究していただいて、できるだけ早

急な点検対策、また耐震対策を講じていただきたいと思います。

また、文科省のほうから出ております非構造部材の耐震点検対策の体制ということで、先ほど言われましたけれども、点検は容易なものから専門的なものまでさまざまあるということで、学校設置者、また学校が役割分担をしながら点検対策を実施し、必要に応じ専門家に相談して実施することが大切であるということもあります。それから学校保健安全法に基づく学校施設の整備、施設の安全点検というところでは、学校の施設及び整備などの安全点検は学校保健安全法という、ふだんやってみえると思うんですけども、計画的に実施するようになっていますが、その中でこの非構造部材についても重要であるということで、安全点検の一環として実施することが有効であるというふうに文科省のほうの資料でも出ておりますので、しっかり研究していただいて、早急に点検のほうに入っていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

教育担当参事 安藤信治君。

教育担当参事（安藤信治君）

まことにおっしゃるとおりで、私のほうにも資料をいただいております。社会資本整備総合交付金事業の中で、一応、住宅・社会資本の整備という分野と効果促進事業という分野に分かれています。学校教育施設そのものの非構造部材の耐震調査というのをやることにはなっていますが、そのみで採用されるかどうかというのはまだちょっとわかりませんので、その辺は研究中でございます。それから当然、先ほどおっしゃったように、学校保健法の中に学校施設の安全点検というのも義務づけられていますので、そういったものも十分に注意しまして学校の安全を図りたいというふうに思っております。

それから余談ですけど、文科省のほうに非構造部材の耐震事業に対する補助制度がございます。それにつきましても、いろんな分野のやり方がありまして、大規模改造とか、安全対策ですね、それ独自でやるものと、それから大規模改修とあわせてやるもの、それからもう1つ、先ほど言いました構造体、要するに建物本体になる部分とあわせてやるのが一番有利な補助になるわけですけど、今のところ御富町の教育施設というのは耐震基準を満たしていますので、安全管理でやるのか、大規模改修でやるのかということに分けられます。そういったものになりますと大体補助率が3分の1に下がってしまいます。起債の対応もありますけど、今の起債の充当ですと大体交付税算入率は7割が最高ですので、我々が取り組む時代にそういう有利な起債があるかどうかちょっと不明ですけど、極力そういったものを利用しながら、それこそ本当にいろんな資金ですね、そういったものを活用しながら早急にそういった計画をつくりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

建設部長のほうに1つだけお伺いいたします。

先ほど言われました、補助制度を利用してということで、7年間の時限措置であるののっ
とって、今、点検実施中であるというのが御嵩町の現状だということをお伺いしましたけれど
も、これは19年から始まっているようですけれども、これを25年までって、もうあんまりない
んですけれど、ここまでおくらせている理由というのを教えていただけたらお願いします。

議長（谷口鈴男君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

25年度までに修繕計画を策定したものについて、その後の工事について社会資本整備の交付
金、補助事業を受けれるということがございますが、他の市町村については早目にやってお
りますけれども、御嵩町としては、25年度までに策定をすれば、その後、対象になるというこ
とでございますので、昨年、23年度に点検をやりましたので、点検が済んで計画という運びにな
っていますが、23年度に点検をしましたので、今年度、24年度に修繕計画を策定することにな
っています。ですから、その中には入りますので、その後、計画に基づいて設計なり、あと補
強の必要があるところ、修繕が必要になるところを上げまして、具体的に長期計画の中で進め
ていきたいというふうに考えております。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

先ほどからも言われていますように、早目早目の点検・整備が大事だということでもあります
ので、今後こういったようなお話があった場合には早急な対応をお願いしたいと思います。以
上でこの項目については終わらせていただきます。

次に、実践に即した防災訓練についてお伺いいたします。

御嵩町におきましては、必ず起きるであろうと地震と、これに伴う土砂災害の危険性、亜炭
廃坑が崩れることによる陥没被害、また近年頻繁に起きております集中豪雨による河川のはん
らんや土砂災害の危険性など、多くの自然災害の発生が内在しております。日ごろから住民や
町職員や関係機関がこれらの脅威を十分に認識するとともに、いざというとき迅速に対応でき

るようしておくことが重要であります。特に住民は、行政主体の防災から脱却をし、みずから積極的に避難行動や、災害時要援護者への支援行動を行えるようにならないといけないと思います。また、防災上の意思決定をすべき町長や職員は、意識の向上とその維持に努め、災害時には、災害の状況や予測、避難勧告などの避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達しなければなりません。

そこで、住民や行政に対する避難訓練や、情報伝達訓練を行うことが有効であることは言うまでもありません。今改めて命を守る防災訓練のあるべき訓練に向けて、防災上の課題に対する対策を講じて、避難計画を再構築することにつなげていただきたいと思います。

1点目に、町内のほとんどの自治会で立ち上がっております自主防災組織の機動性についての見解をお伺いいたします。

また、自主防災組織と町との中間ほどに校区別の連絡協議会などがあるのかどうかもお尋ねいたします。

2点目に、本年も9月2日に防災訓練を行うと伺っておりますが、実践に即したものにしていただきたいと思います。

住民の命を守るには、自助、共助、公助とともに、御近所同士で助け合う近助が極めて重要であり、自主防災組織がある中でも、防災隣組のような組織を構築し、防災訓練などで災害時要援護者などの安否確認を行うことや、小・中学校などの避難所の開設・運営を主体とする実践に即した訓練に取り組むべきと考えます。担当者の御意見をお伺いいたします。

3点目に、家庭防災会議の日を設定してはどうかということについてお伺いいたします。

自助という観点から、災害時、命を守ることが最優先すべきことです。「釜石の奇跡」と言われた、教えられた片田教授も、率先して津波から逃げることに、自分が助からなければ人を助けることはできないと教えておられました。自助が一番大切なことは重々御承知のことと思います。

日ごろから家族の間で、自宅の耐震診断、補強、家具の固定、地震が起きたときの避難場所にどう行動していくか、連絡方法、また食料や水など3日分の備蓄、非常持ち出し袋の準備と保管場所などについての話し合い、身の回りのチェックをしていくことが大切ではないでしょうか。それには、家庭防災会議の日を設置し、町全体で自助の向上に取り組んでみてはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは大沢議員の、共助の強化の視点から、自主防災組織の機動性についての御質問にお

答えたいと思います。

大沢議員からは、昨年7月の第2回定例会においても、自主防災組織を機能させるために町はどのような支援をしているのかという御趣旨の御質問がありましたので、今回は、昨年の答弁に沿ってはいますが、1年経過をしておりますので、より具体性のある内容の答弁をさせていただきますたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず昨年報告した本町の自主防災組織の組織率につきましては、今年度は2つの自治会が新たに自主防災組織を立ち上げられまして、昨年の約78%から約81%に組織率がアップいたしました。また、組織されていない自治会でも、自営消防隊としての同様の組織がある自治会が9自治会あり、これらを含めれば、ほぼすべての自治会で災害時における共助の役割を担っているだけの団体の組織ができているという状況でございます。

しかしながら、議員御指摘の現実に災害が発生した場合の機動性という点では、まだまだ多くの自主防災組織で自治会長が兼務されている実態がありまして、実際の災害発生時に状況を踏まえた臨機応変な地域住民への対応がなされるのかは自信を持ってお答えできないところがあります。

こうした実態を踏まえて、町長が昨年9月の第3回定例会冒頭のあいさつで、自主防災組織の会長は、毎年交代される自治会長と切り離して、地元の諸事情に詳しく、リーダーシップをとれる方にお引き受けいただきたいという視点に立って、地域防災リーダーの育成を町として積極的に図り、自主防災組織の強化・再編を実施したいと述べたところであります。

今年度、この町長の思いの中で、議員も御承知のように、この6月から地域防災の中心的な役割を担っていただく御嵩町防災アカデミーの受講者を募集しているところであります。この御嵩町防災アカデミーは、災害発生時に地域の方がまず行政に頼らず自助・共助の視点で実際に行動ができるよう、防災分野の第一線で活躍する研究者や関係機関、防災ボランティアを講師として、災害に対する正しい知識や技術を習得していただくために開催するものであります。

町として、こうした地域防災のリーダーを担っていただくための人づくりを積極的に推進し、自主防災組織の方に受講を働きかけています。この防災アカデミーを受講された方には本町では受講者証を発行しますので、受講者には防災リーダーとしての自覚を持って自主防災組織の会長や指導者の役割を積極的に担っていただき、機動性を高めていきたいと考えております。

2点目の、災害時要援護者などの安否確認を行うことや、小・中学校での避難所の開設・運営を主体とする実践的訓練の取り組みについての御質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず災害時における要援護者などの安否確認に関する御質問については、民生部の所管ですが、お答えしたいと思います。

本町では、平成23年度から災害時要援護者支援体制づくりとして、災害時に自力で避難行動

等、防災行動をとることが困難な方を災害時要援護者として特定を行い、災害時に地域の支援者により避難等の支援を行うことができるよう、避難時要援護者個別支援計画づくりを推進しております。平成23年度には、モデル地区として南山台東自治会でひとり暮らし世帯の個別支援計画を作成し、今年度は、現在までに個別支援計画づくりに積極的に取り組んでいただける7自治会について説明会を実施しております。こうした取り組みの中で、今年度、災害時要援護者への支援準備が整った自治会から、個別支援計画に基づく災害時要援護者安否確認等の訓練を実施していただく予定をしております。

次に、今年度の御嵩町防災訓練を9月2日の日曜日に実施することとしておりますが、ことしの訓練で議員から御質問のあった避難所の開設・運営訓練を行っていきます。また、この28日の木曜の夜に開催する自主防災組織活性化研修会において具体的な説明を行い、参加をお願いすることといたしております。

ことしの防災訓練は、東海・東南海・南海3連動地震が発生し、本町で震度6弱が計測され、インフラ等の災害が出たことを想定して、発災から2日間にどう対応するかを目的に行きたいと思っております。この訓練では、自宅が被害を受けたり停電等で避難を余儀なくされる方を、町内3つの小学校と向陽中学校を避難所として開催し、行政の支援が間に合わない発災からの2日間、地域住民の方が主導的に避難者の誘導、避難者カードの作成、パーテーション設置、アルミマット敷設、仮設トイレの設置や炊き出しなどの訓練を行うことを予定しております。

こうした訓練の中で、例えば避難者の誘導では、不安を持って避難された方をどう混乱なく誘導するかや、パーテーション設置では、プライバシー保護や精神的なストレス緩和の視点で、どれだけの個人スペースを確保する必要があるか。また、避難者カードには、各世帯ごとに作成をするわけですが、記載する内容は名前や年齢だけでなく、どのような内容を記載していくことが有効なのかなど、実際の避難時に必要となる内容を想定し、実践をしていただくこととしております。

なお、先ほど説明した御嵩町防災アカデミーの11月に実施する4回目の日程の中に、昨年、第4回定例会の一般質問で議員が御提案になった避難所運営ゲームHUG（ハグ）とほぼ同様の内容の避難所運営シミュレーションの実施を入れていきます。今回の防災訓練には間に合いませんが、自治会単位での避難訓練にぜひその内容を取り入れていただくよう働きかけていきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

3点目に、家庭防災会議の日の設置を考えてはどうかという御質問でございますが、町では、毎年9月1日の防災の日にあわせて、町広報紙「ほっとみたけ」等で町民の皆さんに、防災の日を契機として、家庭、地域においてもさまざまな災害に対する備えや災害が起きた場合の行

動など、いま一度家族で話し合ってくださいよう広報活動を行っているところであります。また、毎年9月の第1日曜日を町の防災訓練の日として固定することで、防災の日にそれぞれが話し合った災害対策の内容を実践し、確認していただきたいものと思っております。

この9月1日の防災の日を含む1週間が全国的に防災週間と位置づけられ、本町もこの全国的な防災意識の啓発の期間にあわせて住民啓発や訓練を行っていることから、この期間以外は防災について訓練や啓発を行う必要がないということではありませんが、今のところ町として特別に家庭防災会議の日を設定する必要を感じておりません。これからも町として当然この9月の防災週間に、今まで以上に防災意識の徹底と、自助・共助の必要性を家庭で話し合ってくださいよう啓発を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で回答といたします。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

少しお伺いしたいと思います。

防災アカデミー受講者についてのお話もございましたので、ちょっとそのことについてお聞きしたいんですが、定員50名ということで今回募集をされていますけれども、自主防災組織、自治会というのは70近くあるわけですが、私としては各自治会から1人は受けていただきたいというような思いもございまして、また議員も率先して受けるべきじゃないかなと思います。私は個人的に防災士の講座を受けてまいりましたけれども、そういった中で先ほど言われたHUGのような形の訓練もございました。

そして、HUGという避難所運営の、私も提案させていただきました、HUGという訓練のあれも購入して実施してみたんですけれども、やっぱり避難所を開設してといっても、本当に一回もそういったことをやってみたことがない人が運営していくというのは非常に、ゲームであってもあたふたして、ここはどうしたらいい、あれはどうしたらいい、要はいろんな状況の方がどんだん見えたりした場合に、その方をどう配置していくとか、どこにおってもらうとか、こういうことはどうしたらいいとかというようなことのゲームをするわけですけどね、HUGというのは。

そういったことから、やっぱり今回、防災訓練で避難所開設・運営のほうの面もやられると言われましたけれども、どなたが中心になって避難所を運営していくのか。先ほど言われたように、6月28日のときにこの防災訓練のときのやり方を自治会、自主防災組織の方にお話をされるのか。どういったやり方でやられるのかなというのがなかなか見えてこないで、その辺

の説明をちょっとしていただきたいのと、あと、アカデミーの講習が50人を超えた場合は抽せんと書いてあるので、一人でも多くの方に参加していただいとということが一人一人の自覚につながっていくんじゃないかなと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

確かに大沢議員がおっしゃいますように、定数50名ということを行いましたけれども、働きかけているのは各自主防災で最低1人でもというお話がありますので、再度確認をいたしまして、自治会から応募があった方についてはすべて対応するというにいたします。

それから昨日も議長のほうから、議員の方も受けるように問い合わせたいというお話がありましたので、今回の4回の中に、実習がありますので、それだけの人数をカバーできるかどうかちょっと不安な部分があるんですけども、議員の方におかれましても、この4回とは別にそういったことを開催して、やはり議員の方も災害時には各避難所において指導的な立場をとっていただきたいということを行政として申しておりましたので、そういった専門知識が習得できるような研修会を積極的に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、HUGに準じた避難所運営シミュレーションの内容でございますけれども、私の今手元にあるのはカリキュラムでございます、具体的な内容はわからないんですけども、実習という形で90分間、地域防災ネットの防災士が講師として、実際にどういふふうに避難所運営をしたらいいかということで、90分間、シミュレーションの中で実際に実習していただくという内容になっておまして、大沢議員が受講された何日もというのとはちょっと違うかもしれないんですけど、4日間のうちで90分そういった時間を設けてあるということですので、有効に活用していただきたいと思っています。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

細かいことを聞いて申しわけないんですけども、この防災の日の訓練をその避難所開設の訓練もしますと言われた中で、だれがリーダーになって、その小学校、中学校でしたか、避難所としては。そういったところで、だれを中心者としてやっていかれるんですか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

この9月2日に訓練をする防災訓練でという話ですよね。この点については、今回、町職員も参加しますが、先ほど言いましたように、発災から2日間ということで町職員がなかなか手が回らないという想定ですので、この28日の研修会において自主防災の役員に実際に、先ほど言ったHUGの訓練はその後になってしまいますけれども、中心的に役割を担っていただいて、逆にそこで不備な点を感じていただいてこの講習を受けていただくということが、また一つの問題意識ができる可能性もありますので、そういうことで考えておりますので、よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

もう1点、校区別の連絡協議会などがありますかということをお聞きしたかったんですが、いいですか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

答弁が漏れておりまして申しわけございません。

校区別の連絡協議会は今のところございませんので、今後、担当部署で必要性のあるなしを確認しまして、あるという認識ができた場合には早急に立ち上げていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

どうも訓練も校区ごとに行うようでありますので、必要かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に行きたいと思えます。

3つ目の空き家対策についてお伺いたします。

昨年の3月議会におきまして、空き家の適正管理を促す空き家対策条例を制定すべきと御提案いたしました。1年かけて調査と研究をしていくとの御答弁でありました。全国的に見ても空き家は増加する一方で、崩壊や放火などの問題が起きており、条例化の動きが加速してい

るということであります。

空き家などの適正管理に関する条例は、平成22年7月に制定された埼玉県所沢市が第1号ということでありますが、その年には14自治体、また23年にも14の自治体、また本年の4月までに全国で31の自治体が制定をされているということであります。市町によりまして問題点も違いますが、所沢市におきましても、この法令の中では所有者の氏名公表方針というものが抑止力となって、ほとんどその前段階で解決をしているという結果が出ております。

また、東京の足立区などにおきましては、老朽家屋などの適正管理に関する条例というのが施行されまして、老朽化した空き家の外壁が歩道に落ちるといった事故がありまして、それがまた通学路であったために大変住民の方が不安に思われて、そういった不安が広がり、こういった条例化がなされたようであります。そしてこの区では、かなり戸数も多いんですけども、所有者に区が解体などの勧告をし、解体に応じる場合は、木造で上限50万、非木造で100万の解体費用の助成もするというので、解体促進につながっているということも載っております。

そういったことから、御嵩町の場合はやはり問題点もいろいろ違っているとは思いますが、現在の御嵩町の空き家の状況、苦情の状況、調査研究の結果についての御説明をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは大沢議員の、以前、空き家・空き地の適正管理を促す空き家対策条例の制定を提案したが、1年経過した現在、町としてどのように考えているかという御質問にお答えをしたいと思います。

まず、昨年の議員の御提案は、近年の高齢化や過疎化を背景に空き家が増加し、老朽化した空き家が災害の発生場所や犯罪の温床になったり、周囲の生活・衛生環境の悪化を招いていることから、埼玉県所沢市が平成22年7月に全国で初めて空き家等の適正管理に関する条例を制定し、管理が不十分な空き家の所有者に改善命令や、それに従わない場合の氏名の公表など、行政として積極的な対応を始めたことを受け、本町にも同様の条例制定を御提案されたものであります。

昨年の答弁では、条例の実効性や抑止力について1年かけて調査検討するとお答えをいたしております。空き家の問題についてはどこの自治体も頭を悩ませておりまして、現在までに全国で約30の自治体が所沢市と同様の空き家条例を制定しています。また岐阜県でも、飛騨市が平成22年に廃屋対策条例を制定されました。

こうした状況ではありますが、本町が条例を制定した市町村に対して抽出で行った実効性に関する聞き取りでは、実際に勧告や命令などの行政指導まで行ったケースは極めて少ないという回答でございました。ただ、条例を制定した効果で、自主的に撤去された事例も一部にはあると回答された市もございました。

また、ことし5月に本町の担当者が研修会において全国の空き家条例についての講義を受けた内容では、最近ではブームもあって全国の自治体で空き家対策条例や景観条例制定の動きがありますが、問題の解決には、こうした条例を適用する以前に、廃屋撤去に適用可能な消防法や道路交通法、建築基準法など現行法令を根拠として、状況に応じて使い分け、所有者に適正な管理を働きかけているというのがほとんどのケースであるという実態を紹介されました。こうした実態は、現在制定されている空き家対策条例のほとんどが行政指導どまりの規制がほとんどでありまして、対策を実際講ずるためには多額の費用がかかることから、所有者がその指導になかなか応じられない現状があると考えております。

また、こうした状況を踏まえて、ことし4月に埼玉県松江市が制定した松江市空き家を生かした魅力あるまちづくり及びまちなか居住促進の推進に関する条例では、前回、議員が空き家対策のもう1つの方策として御提案された、有効活用にも支援の規定を設けたり、必要な対策を講じなかった場合の5万円以下の行政罰の規定を設けるなど、既存の空き家対策条例から一歩も二歩も積極的な内容を加えた条例を制定する自治体も出てまいりました。

こうした中で、本町としての現時点での対応ですけれども、空き家対策条例の制定ではなく、対応に応じて、廃屋の撤去については消防法や建築基準法の現行法令の規定で対応したいと思いますし、また雑草等が敷地に繁茂して衛生面で周囲に影響が出ているような場合には、御嵩町生活環境の確保に関する条例第15条の空き地等の管理に関する規定を適用して、適切な管理を働きかけていきたいと考えております。

また、たんどこや柏屋、伏見のお休み処駱駝のように、地域の住民が特定の空き家や古民家をぜひ活用したいという場合には、町として地域づくり施設整備助成金などの手段を活用しまして、できる限り協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、今現在、廃屋の状況というのは具体的なものをつかんでおりませんので回答できません。よろしく願いをいたします。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

1年かけての調査研究をしていくという御答弁のもとに廃屋の数もわからないというのはち

よつとと思いますけれども、今回、資源ごみの持ち去りに関する条例などが提案されておりましたけれども、こういった条例があることにより、やっぱり抑止力というのにもつながってくると思いますので、再度また御研究いただければと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、質問します。

まずAEDの増設についてです。

現在、御嵩町には役場が所轄しているAEDは25台ほどあります。御嵩町では平成21年4月に、実際にAEDを使って急に倒れた職員を居合わせた町職員たちで助けることができたという事例もあります。このごろでは新聞の記事にならないぐらいAEDを使つての救助がふえていと聞きます。

この春、町内の体育館でスポーツをしてみえた方が倒れ、亡くなられるという事件が起きました。各学校にはAEDが備えてあるのですが、AEDは校舎の中に設置されており、夜の出来事でしたので校舎にはかぎがかかっていたため、学校のAEDを使うことはできませんでした。このときAEDがあれば助かったかどうかはわかりませんが、もしすぐ使えるところにAEDがあつたらという思いがしてなりません。

心肺蘇生法は三、四分以内が理想的と言われてています。町内で設置してある施設は夜になると施錠をしてしまうところが多く、せっかく高価な器械があつても、使えない状態では仕方ありません。

そこで提案ですが、AEDを体育館やコンビニにも置いてはいかがでしょうか。AEDは高価な器械なので盗まれるおそれがありますが、コンビニならだれでも場所は知つていますし、必ず人がいるので盗難の心配もありません。

今回調べてわかつたことですが、町ではAEDを置いてある施設の担当課がこれの管理を行つていますが、定期的なバッテリーやパッドの交換など、メンテナンスの面からいっても一元管理が望ましいと考えます。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは安藤議員の、AEDを体育館や町内コンビニにも設置してはどうかという御質問に

お答えしたいと思います。

まず、現在御嵩町にあるAEDの設置状況についてざっと報告をさせていただきますと、町の施設では、役場北庁舎を初め、その他、各地区公民館などの生涯学習施設6カ所、小・中学校6カ所、保育園、児童館など児童福祉施設6カ所、老人憩いの家など高齢者施設3カ所、健康館など全体で24の施設に設置をされております。

AEDの普及に関して平成19年にも一般質問がなされておりました、そのときの答弁では、設置場所がB&G、各中学校、役場の5つの施設であり、今後、優先順位をつけ設置していきたいと答弁をしたところであります。5年経過した現在、その回答どおり、ほぼすべての町の施設で設置がなされておりますが、まだ綱木グランド管理棟や一昨年オープンしたわいわい館など、一部の施設で設置がなされていない状況であります。

また、現在、町の施設以外でも早急に設置が進んでおりました、インターネットで検索してみますと、国の機関である地方検察庁御嵩支部や岐阜県立の東濃高校、東濃実業高等学校の2校についても当然設置されておりますし、そのほか民間でも医療機関や平芝、それからグリーンテクノの工業団地の工場、ユニー・ラスパ御嵩店にも設置されているような状況であります。

こうした民間、各種事業者におけるAEDの設置や社員への講習の取り組みは、議員も話されたように、AEDを使って町の職員が救命されるなど、その有効性が証明され、認知度が高まってきて、企業がその普及について企業の社会的責任、CSR活動の一環と認識して自主的に行われているものであり、これからもその流れは広まっていくと思っております。

したがって、コンビニに町の予算でAEDを設置してはどうかという御提案には、こうした企業の社会的責任の高まりを背景に設置が増加している現状からすれば、いわば逆行することになるのではないかと判断をしております。全国的には、ある自治体でコンビニにAEDを貸し出す試みを行っているところもあるようですが、本町の優先順位としては、まだ一部の施設が未整備でありますので、今後早急に予算を確保し、未整備の施設にも設置をしていきたいと。まずそれを優先順位と考えてやっていく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

また、体育館への設置につきましては、これも平成19年6月に定例会において教育担当参事が、設置管理者として、学校での設置は学校事業における緊急用と考え、教員室や保健室で管理し、場所の表示をしていると回答をされましたが、現在ではその回答に沿って職員室や職員玄関に設置されているというのが現状でございます。

しかしながら、ことし夜間に体育館でのスポーツ活動中に倒れられた事件がありましたので、今後、体育館には設置場所の位置図を表示するとともに、夜間に使用する場合には、緊急的な手段として窓を割って持ち出す手順を定めまして、位置図とセットで表示し、周知していきたい

いと考えております。また、教職員にもその旨を教育委員会から事前に説明を行っていただき、周知を図っていきたいと思っております。

次に、メンテナンス面から一元管理という御提案ですけれども、現在では先ほど申しましたように町のほぼすべての施設に設置され、設置数も多いことや、電極パッドは1回使用すれば取りかえる消耗品でありますので、実際にどこのAEDをいつ使ったかは、一元管理でなく、施設を管理する部門ごとにチェックするほうが目も行き届き、実態に即したメンテナンスができると考えております。現在、各施設の管理者がAED用の管理台帳を設けまして管理を行っているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で回答といたします。

[3番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

体育館につきましては、私もおっしゃられたように、せっかくすぐ隣の学校の中にあるものですから、新たに体育館に設置をしなくても、すぐに夜間に使ってみえる方が利用できるように、窓ガラスを割って取るだとか、かぎとともに説明を置いておいて、すぐ取れるような方策を講じるといいなと思っておったところです。ありがとうございます。

ですが、やはりAEDが必要になるのは昼間だけでなく、夜ということもありますので、今お伺いすると、夜はやはりかぎがかかってしまっていて使えないというケースがほとんどであるように思います。できましたら、夜も使えるような工夫をもう一度考えていただけるとありがたいなと思います。

次に、応急手当の講習会の開催についてお伺いします。

AEDだけ備えても、使えなければ役に立ちません。AEDの増設とともに、救急法の講習を受ける人をふやす工夫をしなければなりません。AEDよりも、むしろこの救急法のほうが実際の人命救助という場合には役に立つということです。

私ごとではありますが、私の父親がクモ膜下出血で倒れたとき、救急車を呼びましたが、救急車が到着するまでの間、とても焦って、どうしたらいいのかわかりませんでした。幸い駆けつけてくれた近所の方が講習会を受けていた方で、どう対応したらいいのかを相談することができ、とても心強く、落ちつくことができ、助かりました。

関市の中学校では、平成20年度から中1を対象に救命措置の実習を行っています。実習だけでなく、その後、自宅でも復習し、家族に伝えるという宿題も課されています。現在、御嵩町

では生涯学習課で、乳幼児学級やあいあいを対象に毎年1回、救急法を学んでみえるとお聞きしております。小・中学校の取り組みがありましたら教えてください。

そして、御嵩町でも関市のように継続した取り組みを行うなど、できるだけ多くの方に救急法が広がることを望みます。御答弁よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、AEDの使用方法など、救急救命講習についての御質問にお答えしていきたいと思っております。

今議員の御質問にある学校での救急救命講習、AEDの使い方の講習については、多分、質問書を出された日の新聞にタイミングよく上之郷中学校で講習会が開催された記事が載っておりますので、学校での講習会については後ほど教育長からの御説明があると思っておりますので、私のほうからは職員の講習の状況と町内での講習会についてお答えをしていきたいと思っております。

先ほども述べましたが、ここ数年で町の施設や各種事業所で急速にAEDの設置が進んできましたが、議員御指摘のように、実際の場面でそばに居合わせた人たちが使えなければ役に立ちません。したがって、実技を習得するための救急救命講習をできるだけ多く開催し、多くの方がいざというとき扱えるよう実技の普及を図っていきたいと思っております。

本町では、町の施設にAEDの設置が始まった平成19年から、職員全員を対象に救急救命講習を、初年度は日本赤十字社に依頼して実施し、その後2年間隔で可茂消防事務組合が主体となって現在までに2回、計3回実施をしているところであります。また、一般町民の方へは、毎年6月に開催される自主防災組織活性化研修会の席上で、自治会長や自主防災組織の役員を通じて、自治会や各種団体で、いざというときの確かな実技ができるよう、普通救急救命講習会の開催を呼びかけております。今後は、広報紙「ほっとみたけ」や行政無線等で積極的に開催を働きかけていきたいと考えております。

この普通救急救命講習は、AEDの実技だけでなく、AEDの使用とセットとして行う心肺蘇生法や応急手当などの手法も講習の内容であり、現在のところ可茂消防事務組合が実施しておりますので、町内で幾つもの団体が申し込んだ場合、可茂消防の職員だけでは対応し切れないケースが出てまいります。そこで町では、この講習の補助員の資格を得るための研修に職員を積極的に受講させ、補助員の有識者をふやすことで、可茂消防事務組合の講師不足で町内の開催要求に対応できない場合などに、職員が補助員としてサポートできるよう配慮していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で回答といたします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 丹羽一仁君。

教育長（丹羽一仁君）

まずもって、関市のK中学校による救命救急救助の情報をいただきまして、まことにありがとうございました。

議員お尋ねの、御嵩町の小・中学校でもこうした応急手当て、救命救急訓練の講習会を行えないかとの御質問について、現状をお知らせしながらお答えをいたしたいと思います。

今年度から完全実施になりました中学校の学習指導要領では、保健体育の保健分野という分野があるわけですが、応急手当ての方法として心肺蘇生法が明記されました。そこでは気道確保、それから人工呼吸、胸骨圧迫などを取り上げ、実習を通して理解できるようにすることが求められています。AEDについては、「なお、必要に応じてAEDにも触れるようにすること」と記されています。町内3中学校では、2校がAEDを使って救命救急訓練に取り組んでいますし、他の1校についても来年度からの取り組みについて検討をしているところがあります。

6月1日に実施しました中学校では、2年生の生徒が南消防署御嵩分署の救命救急士さんを講師にお願いして、4時間の訓練を受けて救命講習修了証を手に入れました。その感想の部分を、生徒の一部ですが、ちょっとお話し申し上げますと、「人の命を助けることは物すごく大切だとわかりました。人工呼吸で酸欠にもなったけど、人の命が助かるか死ぬかだと、そんなことは言ってもらえない」、これは1人目です。それから2人目です。「もしも自分の身の回りの人が倒れてしまったら、教わった手順を守ってレスキューの人が来るまで頑張りたい。知識を持っている人が一人でも多くいれば一人でも多くの命を救えるので、知り合いや親にも知ってもらいたい」。一部の子の感想を述べさせていただきましたけれども、AEDを用いた救命の仕方、あるいは命を守ることの大切さ等を学ぶということで、意義の大きな救命救急訓練になったなというふうに思っています。

小学校については、体育の保健領域の内容には心肺蘇生法等の指導は求められていません。しかし、けがの防止についての理解を図ることについてというようなところでは、交通事故等周囲の危険に気づくこと、的確な判断のもとに安全な行動をすること等の指導が必要とされています。まず小学校の児童については、一人一人が安全な生活ができるようにということを大切にしていきたいというふうに思っております。指導としてはこれを大事にしていきたいというふうに思っております。

なお、御指摘のように、各小・中学校にはAEDが設置されていますので、小学校の児童については、なぜAEDが設置されているのかという目的、それから、もしこういう事態が発生

したらすぐに先生に連絡をするというようなことの周知を再確認していきたいというふうに思っているところであります。

緊急事態の未然防止ということこそ最優先ですけれども、事態が発生した際に、それぞれの児童・生徒が命を救うために最善の力が発揮できるよということを願っております。御理解と今後のお力添えをお願いしまして、お答えとさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。中学校の学習指導要領の中にも心肺蘇生法が明記されているということ、とてもうれしく感じました。こうやって学校できちんと一回習うと、実はAEDの使い方というのは言葉でガイドしてくれますので、器械が。それほど難しいものではないと私は思います。一度体験していて、ああ、こういうものなのかということがわかっていけば扱うことができる器械だと思うんですね。それで、こういう体験を子供のうちにしておいてもらうということはとてもいいことだと思いますが、できましたら子供だけでなく、子供からその親へもう一つこういう救急法が広がっていくような、そんな方策を子供を通しながらとっていただけるとありがたいなと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月22日午前9時より開会しますので、よろしく願いをします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時16分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員